

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 1 9 年 第 3 回 有 田 川 町 議 会 定 例 会)

平成 1 9 年 9 月 1 9 日

午 前 9 時 0 0 分 開 議

於 議 場

日 程 第 1 一 般 質 問

2 出 席 議 員 は 次 の と お り で あ る (25 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞 智 子	4 番	亀 井 次 男
6 番	細 東 正 明	7 番	田 中 良 知
8 番	岡 省 吾	9 番	前 勢 利 夫
10 番	湊 正 剛	11 番	佐々木 裕 哲
12 番	森 本 明	13 番	横 畑 龍 彦
14 番	殿 井 堯	15 番	浦 博 善
16 番	林 道 種	17 番	坂 上 東 洋 士
18 番	楠 部 重 計	19 番	新 家 弘
20 番	西 弘 義	21 番	中 西 正 門
22 番	中 山 進	23 番	竹 本 和 泰
24 番	大 岡 憲 治	25 番	橋 爪 弘 典
26 番	森 谷 信 哉		

3 欠 席 議 員 は 次 の と お り で あ る (1 名)

5 番 東 武 史

4 遅 刻 議 員 は 次 の と お り で あ る (な し)

5 会 議 録 署 名 議 員

12 番 森 本 明 16 番 林 道 種

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（21名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	片畑昌宙
福祉課長	東敏雄	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	星田仁志	税務課長	赤井康彦
建設課長	中西一雄	産業課長	中島詳裕
地籍調査課長	下西隆雄	水道課長	山本満寿典
下水道課長	中井勇	教育委員長	鈴間稔
教育長	楠木茂	学校教育課長	岩本良憲
社会教育課長	平内竹信		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池尻ひろ子
------	------	----	-------

平成19年第3回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①パチンコ店の出入口の安全等について ②今後の町の進め方について
2	佐々木裕哲	①清水地区の県指定の伝統工芸品 保田紙の利用促進について
3	森本 明	①金屋分庁舎整備並びに周辺の浸水対策について ②立石、黒松の水計画について
4	前勢利夫	①道路整備対策について ②森林行政について
5	大岡憲治	①地上デジタルテレビ難視聴地域の解消について ②路線バスの運行について
6	増谷 憲	①災害対策について ②後期高齢者医療制度について ③藤並駅プラットホーム延長予算化等について ④清水地区のマイクロバスの更新について
7	尾上武男	①防災対策について
8	坂上東洋士	①道路整備の促進と現状について
9	浦 博善	①出張所の機能を強化すべきでないか ②国道424号線の有田川町～海南間のトンネルを含む抜本的な整備促進を求める ③地籍調査の現状と今後の見通しを問う
10	湊 正剛	①納税組合に対する還付奨励金について
11	堀江眞智子	①公共施設の利用、貸出しについて ②防災無線について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

5番、東武史君から欠席の届出がありましたので、ご報告します。

ただいまの出席議員は、25人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、一般質問を行います。

配布のとおり、11名の議員さんから通告をいただいておりますので、順次、許可します。

…………… 通告順1番 14番（殿井 堯） ……………

○議長（亀井次男）

14番、殿井堯君の一般質問を許可します。

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

ただいま、議長の許可を得ましたので、14番議員、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問については、2つの要項を質問させていただきます。

まず、1番目に通学道路。我が町では、今現在、子どもの安全を守るために、1日、区、町並びに老人クラブ、議会、消防、その他の関係者で、子どもの安全を守ろうやないかということで1日出て、町、その他の団体が一生懸命になって、朝早くから子どもの通学道路の安全を願って、やってるわけなんですけども。

皆さんご承知のとおり、この庁舎の前にパチンコ屋さんが来てますね。そのパチンコ屋さんに面した町メイン道路、この歩道には、タイルを敷き、ほかの歩道とは違う条件を出して、ものすごいきれいになってますね。一応、メイン道路ということなんで。最初、そこにパチンコ屋さんが来たときに——まあパチンコ屋さんが来ること自体が反対でしたんですけども。来たときには、一応その道路に関しての入り口、大きな字で「スクールゾーン」と書かれているのは、これ行政の皆様方、町長並びに建設課長並びに副町長、これは皆ご存じのとおり、書かれているのに、なおかつ今現在、その町道に面した入り口を開

いています。最初の条件では、高瀬区としても、ここはスクールゾーンだから、危険を及ぼすので、ここは開かないという条件でとめてますし、県への、その開発許可においても、危険を及ぼすそこへは、法的にどうあれこうあれ、子どもを守るために、そこの地点は開けない、こういうふうな条件で進んでいたにも関わらず、議会並びに町行政、まして建設課、何にも知らない間に開けられていたと。

それで一応、これはどうなってるのかということで、町長並びに建設課へ言うたんですけども、町行政としたら、この入り口に関してはやむを得ないと。それはないでしょうと。やむを得ないから開けないと仕方ないんやと。まあ、それはそれで一応、そういう法的なものであれば仕方ないですけどもね。

人情的に我々が日常やっている「子どもを守る日」という、その兼ね合いを含めてね。教育委員会なんかは一生懸命やってくれてますね。ましてその教委員会の委員長なんかは、朝、公務の前に青いジャンパーを着て、子どもを守ろうやないかと一生懸命やってるのに、前代未聞の、町が何も知らない間にその町道からパチンコ屋への出入りを開放したと。そういう、でたらめなことがありますか。法的にどうあれこうあれ、人情的に子どもを守るのは、我々議員として、町政としての義務があるということを忘れてませんか。

その1軒のパチンコ屋の利益のために、スクールゾーンであるあのゾーン、また、町のメインストリートであるあの道に、入り口がなくても営業がやれていたんでしょ、最初のうちは。それを町長自身、また建設課関係者一同が、「ここを開けられたら困るんや」と、「子どもを守りたいんや」と、そういう熱意でその行動を町自身が起こすべきと違いますか。それを無断で、町も知らん、何にも知らない間に開けて通ってたんやと、そういうでたらめなことは、今この世の中に通りますか。

そしたら、我々が一生懸命に、朝、学校登校前に子どもを守ろうとしている、その行為は何なんですか。見せかけだけですか。そういうことじゃないでしょ、一生懸命に区長を初め、その区の方々、消防署の方々、議会の方々が、そういうふうな参加でやっていることでしょ。それなのに、一風俗営業のためにここを開けさせてくれということを、町が全く知らない間に開けさせているということに、ものすごい不快感を感じます、議員として。

町長自身、自分の家からこの町へ勤務に来ますね。毎日あそこの前を通ってる。たまには用事あって、よそへ行くこともあるでしょうが。通ってるのに、わしゃ気づかん。建設課長どないですか。いや、わしも気づかなんだ、黙ってあいつらやったんや。それは法的にはどうこうない、それはもう仕方ないことやということで、そのまま今、開いてますね。でも、みんな考えてくださいよ。情的に考えてください。スクールゾーンというのは、子どもが通学するゾーン

で、「スクールゾーン」ってあのくらい大きな文字で書いてるんです。それなのに町行政は、何にも知らん、そういうふうなことで通りますか。情的に通りますか。何も悪いことをしてとめるんじゃない。何でも、みんなが考えた上で、「あそこは危ないからやめましょう、危ないから通さんといってください」ということは無理なことですか。あそこの入り口を開放せんと、このパチンコ屋さんは営業できませんか。

現実、最初オープンしたときには、あれは完全にふさがれていましたね。その県への許可も、網としてやるということでやっていますね。それなのに今現在、それを覆すということは、どういう意図で覆したのか。また、覆された以上は、町としては、法的にどうあれこうあれ、子どもを守りたいという、本当に信念あるんでしたら、「ちょっと待ってくださいよ。あんたどこ、県の方から2カ所入り口を許可してもらって、オープンして入ってもらってますやろ。それになおかつ、この通学道路の部分に入り口がほしいですか。これは危険を及ぼすので、何とかとどまっていただけませんか」と、みんなが、町全体、議員全体が、みんなでする願うのは、当たり前と違いますか。議員も何にも知らん、行政も何にも知らん、こんな自堕落なこと、ないでしょ。

だから今後、どのような方針をもって町がそれに対して臨んでもらえるのか、その見解。また、今後、今現在開いている地点、教育委員会としても、どのような安全策を講じてもらえるのか。まず、この1点をお聞きしたい。

次に2番目の質問ですけども。これは再三、同僚の議員からも質問内容出ていますけども。

現在、有田川町としては、たいへん危機に見舞われています。もう有田市とかわらない。もう赤、信号で言うたら赤、全く真っ赤ですね。このまま進めば、再建団体もやむを得ない。それを阻止するために、一生懸命、職員さんがやってくれているということもわかります。でも、今現在の状態で、全くぬるま湯へつかっている状態で何をしますか。何をしようとしていますか。補正が上がれば、ここが悪い、町の指定管理へ入っているここも悪い、町営の温泉のここも悪い。それを全部全部、議会へ上がってきて、議員さんがね、「そらしょうがないな、上がってきたんやったらしょうがないな」という格好で今進んでいますね。

でも、もうそういう時期じゃないでしょ、今は。上から見て、屋根だけ見えて、中身は何もわからんと。パーンとその屋根を輪切りにした場合、中身が見えろ。「ああ、こらあかんわ」と。「何とかせな、いかんわ」と。何もかも切り捨てよと言うてるんじゃない。方法を考えて真剣にやる時期と違いますか、今。我々議員もそうでしょ。

例え町営の温泉であっても、今現在、補正で樽風呂みたいなのが上がってます

ね。その樽風呂を補修するのに100万ほど要る、当然上がってきてますけども。その樽風呂に100万投じて、投じた分が戻ってきますか。それはやりっぱなしということで、現実にその樽風呂へもと入れてね、町営に反映する、その営業方針というのを持っていますか。

まして、また清水の温泉を改修する、何を改修する、ということばかりで、何で、どうしてこうする。これは輪切りにして、ちゃんと中身を見て、中身がもうがらがらやと、どうもこうもならんというふうな格好であれば、町も、今この時期に表へ出て、これはこうや、これはこうや、というはっきりした結論で、はっきりした進路を見出さん限り、なあなあでやっていたら、最後になってどうもこうもならん。どうしたらどうなるっていうことを、今現在、我々は本当に真剣になって考えないと手遅れになりますよ、はっきり言うて。我々議員も、まあ僕もそうなんです。我々議員へ上がってくる、上がってきたら、これ、やむを得んまま通過さす。やっぱり、これはあかん、これはもうどうしようもないやないかというところは表へ出して、議員一丸となって、また町政一丸となって、ほんまに真剣に考えて、今後の歩む道を、間違わないように、我々議員としても最高の機関、チェック機関でありますから、それを堂々と表へ出して、これはもうあかんやないかということと言えるような、我々の仕組み。またこれが町当局として、「こいつはあかん、あかんけど仕方ないなあ。雇用問題もある、何もある」そういう考えは、もう過去。今、これからは、それはもうタブーと違いますか。

だから、そこらを考えて、決断のほどを、関係者、行政、町長を初めその担当者の率直なご意見を承る、率直な回答をいただくということで、1回目の質問を終わらせてもらいます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、通学道路の方からのパチンコ店への出入口については、できた当初、高瀬の区にもお願いをして、ここは通学道路であるので、ここを開けるのをやめてほしいと、区の条件を出してもらっていました。ところがその後、区の総集会のもとに、その項目ははずそうやないか、という決定がなされまして、開けるということを聞きまして、実は社長さんに町長室へお越しをいただきました。こういう事情があるので、開けるのについては考慮してもらえないかという話をさせていただいたんですけども、あそこには300台ぐらいのスペースがありまして、非常に多くの車が、現在2カ所から出入りをしています。そういったこともありまして、どうしても、もう1カ所開けたいんだということで、

今開けているわけでありませう。

殿井議員さんおっしゃるとおり、開けるについては、事前に町にも一度も言うてこなかったということがあります。そしてもう1つ、この開けるのについて、若干、歩道を、歩道というかさぶたを1枚、2枚、多くかけて、それを広げたという経緯が見つかりまして、早速役場の方から、このことについては早急に現状に回復するようにとということで今、命令を出しています。それに基づいて会社の方も、早急に現状に復帰するということで、間もなく工事にかかるかと聞いてます。

議員さんおっしゃるとおり、やっぱり子どもの安全というのが最優先課題でありますので、現在もガードマン、これもう、朝から晩まで開けると同時に1名の方がついてます。子どもの安全、あるいは交通事故に対しては、今後も万全を期すように、現在も会社に申しつけているところであります。

それからもう1つ、町営の施設、あるいは指定管理者の施設について、非常に手厳しい意見であります。なるほど、指定管理者のところ、あるいは町直営の明恵峡温泉については、一刻の猶予もならない状態にきてます。

ところが、この指定管理者の指定については、常に管理者において適正に管理を現在お願いをしているところで、議員もご承知のとおり、業務審査委員会において、各施設の事業報告をいただいて、適正な運営に関して助言と指導をいただいているところであります。今年度より各施設の担当職員、担当課長、審査委員による事業評価シートを作成して、指定管理者制度の適正かつ効率的な運用に努めておりますが、一部には経営状況がたいへん厳しい施設もあります。こういった施設については現在、専門家にお入りをいただいて、経営指導を行っているところであります。従業員の意識も現在徐々に変わりつつあるのかなと、たいへん喜んでおります。

また、明恵峡温泉についても、この厳しい財政状況の中、効率的な経営を目指して、収益力の向上に努めていただいておりますけれども、やっぱり温泉については、新しく多くのところにできる関係上、非常に客数が減っております。今後、明恵峡温泉にも専門家にお入りをいただいて、十二分に検討を行ってまいりたいと思います。

まあ、いろんな問題ありますけれども、やっぱり公共施設は、一般の企業と違って、ある程度赤字もやむを得ないのかなと。利益ばっかりの追求では、公共事業としては成り立っていかないのかなと。そのために努力しないということは決してありませんので、今後も常に努力をしていきたいと思っています。

それから、町財政真っ赤っかという議員さんのご指摘でありますけれども、我々はそうは思っておりません。ただ、真っ青かと言えばそうではなくして、

黄信号が点滅しかけたんかなというような状況であります。真っ赤っかということはありません。今後、鋭意みんなで工夫すれば、この厳しい財政状況は乗り切れると考えております。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

殿井議員さんにお答えをいたします。

パチンコ店の出入口の安全対策ということでございますが。

まず、児童・生徒の登校時、登校時は時間的にこれは問題がないと、そういうふうに思っております。下校時ですね、やはり2時半から5時ぐらいまでの間、あそこを自動車が通りますので、この辺が注意しなければならない。その中で、私ども、人数を今調査中でございますが、関係地域、高瀬・土生、中学校で言いますと、吉見も入ってこようかと思えます。その辺で何人通るか今調査中でございますが、約40名ぐらいではないなかと、そういうふうな数をつかんでおるわけでございます。

まず、安全対策といたしまして、少年センターのパトロール、これは毎下校時やっておりますが、その辺をちょっと強化いたしまして、パトロールを頻繁にやっていきたいなど。そしてまた、教育委員会の職員も、空いている職員がございましたら、パトロールの強化をしていきたいなど、そういうふうに対策を練っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

2回目の質問に入らせていただきます。

まず、通学道路の件ですが、今、町長さんのご答弁の中に、パチンコ屋の店主が町長室に来て話をしたとありましたね。その、話をしたということは、あそこを開けさせてほしいという話ですか。そういう関連の話と僕は受けます。

そして、問題あるのは、これはまず町長云々より担当の課長、建設課ですね、担当課は。建設課長に対して、あそこ開いているやないかと。なぜ僕それを言うかという、開発当時に、あそこを開発するのに、あの歩道を越えて開発していたと。ところが、鉄板を敷いて、やっていたと。雨のときに、その上を子どもが通るのにすべったと、自転車がすべりこけたということがあるので、開発当時にまず1点、それをクレームつけたわけです。県から呼び、建設課の2人を呼び、また教育委員長立ち会いのもとでも、それを調べたわけです。「あ、わかりました」と、「それへはグリーンシートを敷きましょう」と、「その対策

についても、ガードマンも立ててやりましょう」と。2日か3日ですね、それ続いたのは。まあ、それはそれでいいです。業者というのはそういうものでしょう。でもね、それについて建設課から、「これは今現在、開発するために通らせてるんですね」と言うたら、「そうです」と。「ほいや、ここへは、入り口はつけませんね」と建設課へ聞いた。ほいたら、県の人も、「要するに開発許可のときは通れません。これが完成したときには、ここへは絶対に入り口はつけません」と断言しましたね、建設課は。現実には、この県への申請許可ですね、開発のね。このときに、ここへは入り口は一切ございませんね。この県道に関しては、2カ所ありますね。これで一応パチンコ屋さんも納得したわけですね。それでオープンしたわけでしょう。それが喉元過ぎれば、乾かないうちに、もう既に町に対しても何の許可もなしに、建設課に対しても何の許可もなしに、我が勝手に開けていますね。「おい、あれ開いてるぞ」と建設課へクレームつけたときには、「いや、わしら知らなんだ、建設課へ何も言うてくれてない」法的にどうあれ、町道ですよ。まして、最初冒頭に言うたようにメイン通り、高い金払ってタイル貼っていますね。美しいタイル貼ってやっています。それがメイン通りに力入っている証拠なんです。普通の歩道とは違いますね、アスファルトの。タイル貼ってやっています。

農作業する人は、みかん採ったり、消毒したり、1台か2台の車で、1年に何回ぐらいか出入りするぐらいのもんですね。今、1日に何百台やっていますよ、1日でね。そのために、町の公共物を破損した場合には、誰が責任取って、どういうふうな対処しますかって建設課へ言うたら、「いや、わしらそんな何も決めてない」と、「わしゃ知らん」という回答しか返ってきてませんね。それ自体、町自身が、あそこへ通学道路のところへパチンコ屋へ車の出入りされたら困るっていう認識はまったくないということですね。ええやないか、別にパチンコ屋へ入るん。便利な人もあるでしょう、そら、パチンコ屋へ入るのに。そんなもんと子どもの安全と引きかえにできますか。られませんね。だから、最初のとおり、高瀬は反対してくれました、区長さんがね。この11項目の契約、パチンコ屋と結んで。ここはスクールゾーンやから、ここは開けんといってくださいということで誓約結んでくれた、その高瀬の区が、今度は、賛成やと。いかにも、賛成するのを町行政は待っていたんと違いますか。そんなことないですね、いくら何でも。そういうことであればね、これはもう大問題ですね。

それと、今、法的にはどうあれこうあれ、一番ネックはね、町自身、あんた方自身が、ここへ車の出入りは危険だからやめてくださいと、ほんまにそう思うんでしたらね、止められます。それは、あんた方が一番よくご存じでしょう。

これ、公共物破損ですね。現実には建設課へ何の許可もなしにサンダーカットで切って、公共物を破損して、さぶたを2枚かけてますね。これは建設課がま

まったく知らない間に、許可も何もなしにやったっていうことは、皆認識してますね。それですぐ指導に入りましたね。何の指導に入ったんですか。現実には建設課、町全体でこれを止めようとしたら、このときに公共物破損で訴えることもできますね。違いますか。完全に破損してますやろ、これ。これ、許可なしにやっているでしょ。違いますか。建設課長も現場へ行って、建設課の若い子も何人も現場へ行って、これせつついてますね。それは、僕らが意見を出してから行動しましたね。そしたら、あの開けているのを、仮に建設課、町の誰も知らなんだ、見て見ぬふりして通ってたわけですか。そうじゃないでしょう。

「あ、ここへ入り口できてるな」と。現実には業者側は、最初からあそこへ入り口を欲しいために、開発するときから、もう既に「P」って書いた看板をあそこへ立ててますね。もう、それを予期してたわけでしょう。本当にあんた方があの入り口を止めに行こうと思えば、公共物破損で訴えてくださいよ。完全に破損してます。子どもを守ろうという本当の気持ちがあるんやったら、ここまでやってください。やれない理由はないでしょう、現実には破損してるんやから。そのやる気があるか、ないかです。子どもの本当の安全を守るんやったら、こういうときこそ町行政が一丸となって、「ちょっと待ってくれ」と、「あんた方がやってることは違法や」と、まして「ここはスクールゾーンや」ということをなぜやらないんですか、そこまで。やる気がないから、やれないでしょう。

だから、そこまで一応やってください。これは歴然たる証拠で、建設課も入って、建設課も3人も4人も行って、経営者と話もしてますね。だからやれるはずでしょう。「止めずに、もし、あそこで事故が起こったら、どうしますか」ということに対しては、事故起こした者が悪いと。被害者と加害者と話し合っ

てやってくれたらええやないかと。そんなばかげたことはないです。何のために我々は一生懸命子どもの安全、「子どもを守る日」とこしらえて、わざわざやってるんですか。それだけ町に熱意があって、町長自身も青いジャンパー着て、我々議員も青いジャンパー着て、各角へ立っているでしょう。そこまでやってるのに、何でこれをやらないんですか。やれますやろ、法的に向こうは違反してるのは事実ですから。そこらは、担当の課長の答弁を、どういうふうにして、どういうふうにするか、町と町長とが相談して、町がどういうふうな罰を与えるか。当然でしょう、法律違反してるんやから。これは譲れません。これを譲って万が一事故起こったら、町当局の責任を問われます。

それと、あれを頻繁に出入りして歩道が壊れますね。多分壊れますわ。そのときに、どこが責任持って補修するのか。「まだ決めてない」担当課でいわくね。

「これは誰が責任持つんですか」と聞くと、「もちろん、出入りさせている業者が責任もってしてくれる」と。「それは、ちゃんと契約で結んでいますか」と言えば、「そんなことはわからん、半分半分や」、こういうね、曖昧なことではい

けません。これをどういう方向に向かって、罰を与える、何を与えるというよりも、あそこを塞いでやるという目的でやるのか、それとも、その公共物破損の部分だけを取り上げてやるのか、これはどっちか。そこまでやらんと、子どもの安全は守れません。そんなもの上っ面ばかりで、安全守ります、やれ何します、それは上っ面だけ。ほんまの心の中から、あのスクールゾーンに対して、あのままじゃいかん、何とかしょうら、もし将来、子どもが危ない目にあったらどうするんですかという、その心意気がありますか、町当局に。ただ法的にどうやのっていうだけの処理じゃなく、まずその見解。担当の課長においても、町長においても、どこまで防ぐ気持ちがあるのか。ただ公共物破損ただけで、この公共物を直せばええわ、それだけで終わってしまうのか。あの入り口はもう、あのままなのか。ということを明確にお答えしていただきたい。どういう方向でやるのか。

それともう1つ、町行政は黄色ですか。赤と違いますか。誰が見ても赤と思いませんか。これ、黄色というふうなことで進むでしたら、まず完全にアウトになりますよ。現実には、そのプロの人が来て、この間、春先ですか、きび会館で説明したとき、有田川町はどのような色ですか、有田川町はどうですか、有田市はどうですか、湯浅町はどうですかと言うたとき、有田川町は黄色と言いましたか。言ってないと思います。まず、もう赤に突入してます。議員諸君みんなが、今黄色と思っていたら大きな間違いですね。議員はもう把握してます。町の行政、課長さん全部が黄色と思っていますか。それは思ってないと思います。そこらも明確にしてもらいたい。

だから、今後どうするかって、もう、どうのこうのという問題じゃなしに、どういうふうに進むという具体的な案がなければ、なんぼ質問しても、これはその場その場の回答で終わってしまいます。今後どうするかという、ある程度のけじめのつけた回答をお願いします。

2回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

まず、第1問目のパチンコの問題ですけれども、社長さんは、開けさせてほしいということで私の所へ来たのではなくして、開けるために高瀬区に行っているというニュースを聞きまして、早速社長さんと呼んで、できれば開けないでほしいというお願いをさせていただきました。その間、顧問弁護士とも相談をいろいろしましたけれども、出入口については、歩道があるから、通学道路であるから止めるということはいかない、というような回答も得ています。ただ、有田川町は、企業をこれからもどんどんと誘致をしたいと考えて

ます。そういった中で、歩道については、全部とめるのかと言えば、これも不可能なことだと思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

それから、もちろん歩道の上を歩いて、車が何十台も1日に出入りするわけですから、タイルについても壊れることがあると思います。その場合はもちろん、業者に復旧をお願いをしたいと思っています。

先ほども申し上げたとおり、議員ご指摘のとおり、あそこを開けることについては、本当にまったく、町に無断で、さぶたを2枚増やす工事をやりました。我々も気づかなかったということは大いに反省してはいますが、この点についても、業者に断固とした態度で、早急に直せということで、間もなく直してくれると思っています。

それと、赤と黄の問題ですけれども、真っ赤かと言えば、ほんまにもう、行政としては再建団体、これはもう国に非常な規制がかかります。非常にあつい3段階に分けて、まず真っ赤かになれば、もう最高の規制をかけられるわけですけれども、今はそういう状態に陥っていません。その中で、いろんな事業も今展開しているわけでありまして、黄色信号が点滅しているということについては、間違いなくそういう状態になっていますので、今後いろんな財政状況を勘案しながら、財政状況と見合わせながら、今後町運営をしていかなければならないということで、その点については深く肝に命じております。このことについても、議員さんともども、今後ひとつ協力よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（亀井次男）

建設課長、中西君。

○建設課長（中西一雄）

殿井議員さんのご質問にお答えします。

ご指摘いただきましたことについては、我々も反省するべき点がたくさんあると思います。ご指摘いただくまで気がつかなかったという点でございます。また、現状を見れば、300台以上の駐車スペースがあり、時間帯によっては出入りする車はたいへん多いと思います。また、現状は歩道を横断して出入りする状況にあり、歩行者優先は当然のことですが、ここは通学道路でもあり、時間帯によっては、歩行者、自転車の通行も多く、この通行の安全確保は最優先であると考えております。

また、先ほど町長からもご答弁がございましたが、我々はこのようなことを考え、事業者において、今現在、出入口に警備員が交通整理のために配置されております。歩行者の安全と今後、交通事故のたぐいに対策をされていると思いますが、そこにおいても歩行者安全の確保と交通事故防止に万全を期すように事業者に対して申し入れを行っていきたいと思っています。

また、ご指摘いただきました町道からの入り口について、歩道の側溝コンクリートを、町への事前協議なく無断でカットし、コンクリート専用蓋を2枚設置したことに対し、すぐ、議員からご指摘いただいた夜、抗議をするとともに、その後、書面をもって事業者に抗議をしたところでございます。それから事業者より、その後、道路施工承認申請、また側溝現状回復方法協議、道路使用許可申請がすぐに提出され、工事承認に当たりましては、一般条件のほか、この時間帯は工事しないこと、あるいは工事施工に関しての安全対策等の条件について話し合いをしました。

道路使用については、現在、警察署の方へ提出をいたしております。きょう、あすには、許可が下りるものと思いますので、そのときは連絡いただいて、立会いの上すぐに現場を確認し、工事に着手するよう指示いたしております。法的にはどうあったとしても、議員ご指摘のとおり、歩行者の安全、子どもの安全というのは当然のことでございますので、精一杯そういう面に関しまして万全を期すよう、事業者と話し合いをしていきたいと思っております。

それから、開発指導要綱のことでございますが、開発審査のときには、確かに議員のおっしゃられたとおり、町道からの出入口はございませんでした。その後、変更されたことと思っておりますが、それについても連絡がない状況があります。それについては、法的には問題はないわけでございますが、法的にはどうあれ、歩行者の安全、また子どもの安全、自転車の安全ということは、最優先されるべきものと考えておりますので、今後も指導要綱の開発審査のときに、あらゆる変更についても事前に協議し、町長の指示を仰ぐような状況をつくっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

14番、殿井君。

○14番（殿井 堯）

残念ながら、最後の質問になりましたけども。

まあ、こういうことでね、町行政の意気込みを聞いてるんです。どうやって、どうやって、こうやってって、それは回答です。この入り口に対しても、強硬たる姿勢、また法的にも行政の公共物破損というのは、はっきりしてるんだから、これについても、どうする、こうするという回答、もうこれ、やって長いんですよ。その回答を求めてるんです、議員は。今後どういうふうな姿勢で入り口を、これを阻止したい、安全のために阻止したい。

また、ここの通学道路だけと違いますよ。松源からも曲がってくる車が多いですね。そうでしょ。パチンコ屋へ行くのに、今までこっちへ曲がってきたのが、松源の方から入ってきますね。松源の方から入ってくるということは、中

学、完全にかかりますね。この間の安全対策、パチンコ屋はパチンコ屋の周辺だけで、ここ子どもの通学道路になってます、危ないですよ。ガードマン置いてますよ。そういうことじゃないんです。スパンをもっと広げてください。中学生ならば自転車、そうでしょ。やっぱり、それだけの車が、何百台の車が駐車場目がけて入ってくるんだから、そこらのことも考慮せんと。そんなもの入り口だけガードマン立たせてます、安全対策してますじゃ、なりません。あの入り口がなかったら営業できないということないでしょ。県道に2カ所とってます。だから、オープン当時は区が反対したんで、あそこ開けてませんね。それでもその状態で今までやってこられたんでしょ。これは、パチンコ屋さん側のエゴでしょ。ここも開けてもらったら、客が世話ないんやと、便利やさかい開けてほしいというのはエゴでしょ、ね。それによって松源から歩いてくる中学生、そして通学道路の小学生、全部の人を危険に巻き込んでいるということです。だから今、小手先の答えを求めているんじゃないんです。これだけ法律的にも違反しているんやから、これを巻き込んで、町当局としたら毅然な態度でこの入り口を阻止する気持ちがあるのかどうかを確かめてるんですよ。

町当局の今の回答であれば、この入り口はやむを得ませんと。安全は安全ですけども、各企業が来たら歩道を全部とめるのかと町長の答弁ありましたけど、そんなこと誰も言うてません。今現在やってるこの場所を言うてる。メイン通りです。町が力を入れている道路です。そこへ「スクールゾーン」とああいう大きな字で書かれている以上は、子どもの一番安全を守るのは、町の義務でしょ。どうしてもあれに入り口が欲しいという人は、全部の区民、町当局の人、望んでますか。議員さんはそれを望んでいますか。そんなことないでしょ。

町長にも、孫も子もあるでしょう。建設課長にも子どもがいてるでしょう。だから、子どもの安全を守るために、どうしてもあそこの入り口は危ないと思ったら、やっぱり塞いでもらうのは、一番常套^{じょうとう}手段と違いますか。人間としたら、そう思います。法的にいくんだったら、これ仮に僕自身が今、公共物破損であのパチンコ屋を訴えたら仮処分で止まりますよ。絶対に止まります。弁護士さんに相談して話を聞いたというぐらいだったら、この件どうですか、仮処分で止まりますか。公共物破損やって、何してる、勝手にやってる、許可なしにやってる、ということを申し入れれば止まります、必ず。でも、町としたら、それを阻止する気持ちで前向きに考えてないっていう返答にとれます。

再度要求します。止めようとして行動を起こすのか、「いや、もう仕方ないんや。そのまま目をつぶってやな仕方ないんや」という意向、この決意だけをお伺いします。

それと、あそこだけじゃないです。あそこに関係した道路、松源からずっとそうです。わかっていますやろ。だから、それを目的に来る車と万が一接触事故

を起こしたら、これはもう事故が悪いんやと、起こした者と被害者と話せえと、町は関係ない、それで済まされる問題ですか。そこのところを明確に答弁をいただきたい。

それと、黄色ですというのなら、黄色で結構です。でも注意せんと、もう、そういう余裕のないように思います。まあ、僕らでも、どこかの道を舗装してもらわなあかん、ここらの道を舗装してもらわなあかんって無理難題も町へ言うていくときもあります。それは各区、町の安全を思って、あそこの舗装は穴あいてるとかということ言うていきます。でも、今防げる問題を言うてるんです、僕は。そういう公共物に対して、指定管理に対してでも、赤にならん間に、赤になってからってということじゃなしに、もう赤の状態と同じ時期に入っているということです。現実にはプロが見ても、そういうふうな答え出してますやん。だから、そこらを考えて、今後対処していつてもらいたいと。もう最後の質問になりましたけども、その点を明確にご返答いただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

殿井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

公共物を壊したことについては、全く我々も遺憾に思っています。このことについては、嚴重に既にもう文書で注意を出して、早急に元通りに復旧させるということで、会社側とも話がついています。

ただ、この入り口については、法的に訴えて止めるというようなことは考えてません。先ほど申し上げたように、この有田川町、まだまだ企業が来ていただきたいという気持ちでいっぱいでありまして、企業が来ることによって車も通行量も非常に増えるのでありますけれども、やっぱり町のことを考えれば、今後もどんとんと企業誘致にも努めていきたいと思っています。

それからもう1点、指定管理者施設、あるいは明恵峡温泉についても、今後厳しく改善を求めていきたい。それでなおさら、これではどうにもいかないというのであれば、今後閉める方向でも、あるいは民間に委託をする方向でも考えざるを得ないのかなと考えてます。

ただ、冒頭に申し上げたとおり、公共というのは、ただ利益が出ないから即閉めるというような性質でもありません。一企業であればですね、赤字であれば、もちろん倒産もするやろうし、即閉めるという状態になっていくんだと思いますけれども、公共というのは、営利目的ばかり追求するわけにもいきません。ただ、議員おっしゃるとおり、それじゃ、なあなあとやったらええんかと、そういう考えは毛頭持っていませんで、今後も指定管理施設の管理者につ

いても、厳しく指導していきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

以上で、殿井君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 2 番 1 1 番（佐々木裕哲） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、1 1 番、佐々木裕哲君の一般質問を許可いたします。

1 1 番、佐々木君。

○1 1 番（佐々木裕哲）

議長の許可を得ましたので、私から質問させていただきます。

私からの質問は、清水地区の県指定伝統工芸品保田紙の利用促進について、町長及び教育長の考えをお聞きしたいと思います。

清水地区の皆さんは、私から申し上げるよりも、十分、保田紙のことについてはご存じだと思いますが。この保田紙は、今から350年前、紀州藩主が地域の産業振興面から、藩内で一番若い大庄屋である山保田の笠松佐太夫に命じ、吉野から製法を学び、村人に紙すきを広めたものと文献では書いております。一時、約400軒も紙すき屋があったと言われます。保田紙は主に和傘に使われたが、傘も洋傘へと変わり需要が激減、絶滅の危機に面していたが、地域伝統文化を残そうとお年寄りらが中心に保存に立ち上がり、今日、脚光も浴び、遠く他府県からも保田紙の製法を見たい、一度自分の手で紙すきをしてみたいと、大人や子どもたちが訪れています。また昭和63年、県の伝統工芸品にも指定され、清水地区の高齢者生活活動センターで働く約20名の方々が伝統を守ると同時に、この保田紙を全国に広めようと、懸命に取り組んでいます。

私も合併時この話を聞き、まず有田川町でこの保田紙を利用する方法はないものかといろいろ考えていたところ、小中学校の卒業証書にはどうかなと思い、聞いてみますと、旧清水町から現在に至るまで、清水地区の小中学校で使用されているよということです。これを聞いた私は、当時、卒業証書に和紙を使うということに対し、コスト面で議論もあったと思いますが、よく取り上げたと思います。これが地域伝統文化を守る姿勢なのです。清水地区だけでなく、町内すべての小中学校で使用してほしいと申し入れているが、現実になってきません。コストが西洋紙に比べ高くつくのが原因というが、地域振興伝統工芸品の利用促進面からみれば、コストだけで済むことではないと思います。

今、有田川町内の小中学校合わせて卒業生は約600名、この保田紙でつくった場合、印刷も含め1枚約200円と聞いております。全部小中学校で使ったとしても、予算は12万円。この12万円の経費を高いとみるか、それとも保田紙でつくった工芸品の卒業証書を安いとみるかだと思っんです。私は今後、

有田郡内、そして和歌山県へと輪を広げていったらどうかと思います。県も地域振興、まして県指定の工芸品であれば、考えないわけにもいかないと思います。そのためにも、まず地元からと私はそう思います。町長も教育長も私以上に、このことについては十分考えられていると思いますが、お二人の考えをお聞きしたいと思います。

これが今現在、清水地区で使われております小中学生の卒業生に贈っている卒業証書の見本でございます。これは、コピーしてきましたので、ちょっと色が違いますけども、これが今現在の和紙でつくっております、それをまず町内の卒業生に渡してやったらなあと思います。

1 回目の質問は、これで終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の質問にお答えをしたいと思います。

保田紙については、私もよく存じてまして、非常にすばらしい紙だと思っています。議員ご指摘のとおり、保田紙のみならず、地元の産品というのは地元で消費することも大事でありますし、また町外全域へ、これを宣伝するということが非常に大事なことでおと思っています。保田紙につきましても、近々、京都御所に置いてやろうということで、今その作業中であります。これからも、このすばらしい保田紙、地元だけじゃなくして、そういった意味で、できれば全国にでも発信をしていきたいと思っています。

実は去年、紀子さんのところへ、もち米とみかんと持っていったんですけども、その包装紙にも保田紙、これ地元の有名な紙ですということで上へかけて持って行った経緯あります。

議員ご指摘の小中学校の卒業証書については、これは200円、普通の紙でつくっても、ある程度お金がかかるので、コスト的には恐らく12万円もかからないと思います。そのことについては、学校教育課でいろんな検討もしてくれていますと思うので、詳細については教育長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

佐々木議員にお答えを申し上げます。

さて、県指定の伝統工芸品であります保田紙についてでございます。

現在、議員ご指摘のとおり、清水地区の3中学校、6小学校でこれを使用をしておるわけでございます。これは、昭和54年にできた高齢者生産活動セン

ターで、十数年来途絶えておりました技術を復活して、保田紙の生産活動を開始し、昭和63年の郷土伝統工芸品の指定を受け、現在に至っておるわけでございます。その間、各学校の児童・生徒が和紙づくり体験や歴史の勉強に励み、当時の清水町では各学校での卒業記念と保田紙の卒業証書を作成、現在に至っておるわけでございます。

さて、現在、教育委員会といたしまして、この保田紙をどう伝えていくかということで、平成20年から使用する社会科の副読本を今作成中でございます。これは有田川町の郷土の偉人あるいは名勝、町内の歴史、いろいろなものの成り立ちを網羅してつくった読本でございます。これ、もうじきにでき上がります。でき上がりましたら、また議員の皆様方、関係各位へお配りをしたい、そういうふうに思っております。小学校3～4年の対象の社会科の副読本でございます。もうじき、でき上がると思いますので、よろしく願いいたします。

また、体験事業といたしまして、社会教育分野での子ども会や各グループでの和紙づくりの体験、歴史について学んでいるところでもあります。まだまだ、これは少数でありまして、今後規模をどんどん拡大をしていきたいなど、そういうふうに思っております。

この卒業証書の問題でございますが、昨年からの起案でございます、昨年も校長会でいろんな方向から検討をいたしました。あの紙、巻くことはできないんです。折ることもできない。だから、プラスチックのケースへ入れなければならない。そのプラスチックのケースが非常に高価ということで、そういう面もございまして、いろんな面がございます。また、学校特有の伝統ということもございまして、統一するということになりますと、少し困難があるかなということもございしますが、これはもう町の方針として持っていきたいなど、そういうふうに考えてございます。

ソフト部門の学習も大事でございますので、いろんな歴史を学んで、それからしようということも考えてございます。

とにかく、前向きに検討していきたい、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

11番、佐々木君。

○11番（佐々木裕哲）

今、私の質問に対しまして、町長及び教育長が前向きに取り組んでやろうということでございますので。これを今日も関係者が傍聴に来てくれておりますけれども、恐らく、紙すきに携わってくださる方々が何よりも喜んでくれるのではないかと考えております。

町長にも言いたいわけなんですけども、経費節減も大事です。しかし、生き

た金、特に地域振興に使うのであれば、私はそれもよかろうかと思えます。保田紙を利用することにより、和紙づくりに携わっている方々が、町内すべての卒業証書という記念品に使われれば、ただ売り上げが増加するというだけでなく、それ以上のものを感じ取っていただけたらと思います。経費節減については、各部門で見直しもやらなければならないし、現在もやっております。現に年間何千万という軽減効果も出てきております。節減は節減、使うところは使う、というメリハリをつけて、今後も進んでいきたいと思えます。

それと今、教育長が話されておりました紙すきの体験なんですけども、これでもできれば校外学習して、子どもたちに一度、紙すきを体験させてやっていただきたいと思えます。というのは、紙をつくるのに、コウゾ刈りから製品のなった紙折りまで約15の工程をやらなければなりません。寒中に、あのコウゾの皮をはぎ、いろんな作業をやって1枚の紙になるわけなんです。これらも学習させることによって、物の大切さというのを子どもにもわからせてやれるんじゃないかと思えます。

そういうことで、できるだけ、こんな小さなことであっても、ひとつ真剣に取り組んでやっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

もう、答弁は結構です。

○議長（亀井次男）

以上で、佐々木君の一般質問を終わります。

…………… 通告順3番 12番（森本 明） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、12番、森本明君の一般質問を許可いたします。

12番、森本明君。

○12番（森本 明）

議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

きょうはまた、多くの皆さんに傍聴に来ていただいている中に、私の先輩である2人の議員さんもおりますので、緊張気味でございますので、ちょっととちるかもわかりませんので、ひとつよろしく願いいたします。

私の一般質問は、金屋分庁舎の整備並びに周辺の浸水対策についてでございます。

まず最初に、庁舎整備について。昭和45年建設の現庁舎は、約40年の使用で老朽化が著しく、清水行政局、有田川本庁舎とは比較するのは、到底無理な話でございますが、そもそも、今のままでは、近く起こると言われている地震に対応する基準には到底及ばないことは周知のことと思えます。災害が起こったときの金屋地域災害本部の設置場所になるところが壊れてしまつては、

どうにもなりません。合併から10年までに新庁舎建設を考えるとありますが、私の個人的な考えですが、財政的に非常に困難であろうかと察します。現在、金屋分庁舎に入っている83名の職員の執務室の確保が不可欠であり、かわりの受け皿もないと思いますので、今のうちに耐震検査を実施し、あわせて身障者にやさしいエレベーターの設置、エレベーターがなかったら車椅子で来られた方が2階・3階へ行くときどうするんですか、町長。それとあわせて身障トイレの改修もしていただければありがたいと思います。

また、今度、近く国道の拡張に伴い、庁舎の一部がなくなると聞き及んでおりますが、よい機会ではないのか、当局はどのように考えておられるのか、ご見解を賜りたいと思います。

次に、私が金屋町議会においてお世話になったとき、初めての一般質問で、庁舎周辺の浸水対策をお願いし、現副町長に調査費をいただき、コンサルに委託し中井原・金屋周辺の水の流れを調査し、その調書に基づき、18年度で予算をつけていただきました。予算の範囲内で、1つの水路の2カ所を改修したところ、いつも水につかっていた役場隣のお宅は、7月の豪雨のときセーフでございました。たいへん喜んでくれております。

しかし残念ながら、これはちょっと個人名を出して悪いんですけど、平畑さんからつかさずし司鮪さんまでの間の100メートル足らずの道路は以前のままで、膝上まで浸水しております。屋形船に乗って寿司を食べにいかなあかんような状態になっております。これではすし屋どころじゃありません。町財政がひっばく逼迫の折、非常に心苦しいお願いでございますけれど、中井原地域からもう1つの水路に流れ込んでくる流入水を、コメリ付近で遮断する工事費を何とか少しお願いしたい。対象地域所帯の長年の要望ですので、取り組まれることを強く期待します。

また、前田歯科宅、この歯医者さんの裏ですね、裏側の町道には配水路が昔からございません。一度、周辺整備もあわせて考えてください。

今までの質問については、10年来の金屋の懸案事項であり、旧町時代に解決すべき問題でありますので、出身議員としては、誠に肩身の狭い思いを抱いております。しかしながら、当局のご理解をいただきたく、切にお願いするものでございます。

3点目として、役場隣の駐車場、借り上げ駐車場の問題について、総務文教常任委員会でもたびたび議論しているところです。また、きのうも総務文教常任委員会がございまして、現場まで行かせていただきましたけれど。金屋の小学校の跡地を使えば何台ぐらい収容できるのか、また公用車・職員・外来者・式典、大会等に備え、何台ぐらいの駐車場を確保しなければならないのか、十分精査され、返す余裕があるならば、早い機会に所有者にお願いに行かない

と、先方にも都合があると思います。担当課で早急に調査し、基本的な姿勢を示さなければ、いつも議論的になるとと思いますので、早い機会に発表できるように頑張ってください。

最後に、旧金屋町民の嘆きを聞いてください。

私の耳によく聞こえてくることは、合併して水道料金、町民税が上がったけど、何にもええことないという話です。町民の方は税源移譲で上がったということがわからんわけですよ、これ。そういう中で、「吉備地域では藤並駅、公共下水道というような大型プロジェクト事業があるけど、金屋は何にも見えてこん」と、「お前ら何してんのか」とお叱りを受けるわけです。「すみません。頑張ります」と、その場はごまかして帰るわけですけど。

そういう中で、そこで質問でございます。

3町合併合意書の中で、一般会計普通建設事業プラス特別会計ハード分、総額533億1,828万円、金屋189億7,748万7,000円、吉備170億8,860万円、清水122億7,219万3,000円の3町合併事業計画を昭和27年度まで計画されているが、実質公債費比率18.1、経常収支比率95%と、いずれも赤信号か黄信号か、先ほどの議論の中でも同僚議員の中でも町長ともめておりましたが、まあ、私もちょっと赤い目の色かなというように感じております。

すべてのことを消化できないことは容易に察することはできます。非常に難しい対応が迫られると理解するが、旧町別に実行分、計画分をあわせて教えてくださいと当局にお願いしたところ、議員皆さま方のお手元にこれが届いていると思います。この一覧表を見てください。

これについて、私ちょっと、一言か二言お話したいんです。この1枚めくったところに総合計というのがあります。有田川町というのは、今、有田川町になってるから、有田川町になったときにつくったもんらしいです、これは。この旧吉備町、旧金屋町、旧清水町というところを見ていただきたいんですが、現計トータルで、旧吉備町で82.9億円、旧金屋町で26.9億円、旧清水町で41.3億円。金屋の枠は、全体で189億もらってたんですよ。それが26.9億円、今まで入れてくれているお金が。吉備は170億で48.7%の82.9億円、82億9,000万円入れてもらっているわけです。

どう見てもこれは、金屋の合併へのウォーミングアップ不足で、継続事業、荷造り下手やったと僕は理解するんです。そういうかたちの中で、この辺の矛盾さというのか、数字の何を一遍、町長からみんなにわかるように計算してほしいと思うんで。この辺、私も議員でここへお世話になった限り、肩身の狭い思い、さっきも言ったとおり、そういう中で、ほんまにつらい思いをするわけです。まあ、来年からまた、金屋の問題についてどんどんと取り組んでくれ

て、よくなることを期待しているわけでございます。

そこで、立石・黒松の水道計画について、お尋ねしたい。

何年ごろに事業化できるのか、命の水であるので、なしでは済まないでしょうから。また、現場も研究を重ね、あまりお金の要らないよう工夫し、早い機会に実施することが望まれると思うが、当局の考えを聞かせてください。

また今回、議案123号で、黒松地区に土地改良事業3億600万円の議案が上がっている。これは唐突に上がってきたように私は思います。しかし、補助率がいいとか、何か特別な事情があるので当局はこれを上程したものと察しますけれど、合併当初の重点施策であったのか、地元は水よりも道路を選んだのか、その辺、地元との合意はどうなっておるのか。このへんだけ詳しく教えていただければ、私、第1問で終わりたいと思いますが、答弁によっては、また2問もさせていただきたいと思います。

ひとつよろしくお願いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

森本議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目、金屋庁舎の耐震性、身障者にやさしいトイレ・エレベーターの設置について、というご質問でございますけれども。

身障者のトイレにつきましては、外と1階にもう既に完備をしているという報告を受けています。エレベーターについても、今までできていなかったということは、何か構造的にもいろんな問題があったのかなという考えをしています。ただ、3階には、教育委員会、2階には産業課、環境衛生課、地籍調査課、この3つの課がありまして、早急にエレベーターというわけにはいきませんので、とにかく身体障害者の方が役場へお越しになった際は、1階で十二分に対応できるように万全の措置をとっていきたいと思っています。

それから耐震につきましては、平成21年度までの工事として、国道424号線、今の役場のところから農協のマーケットのところまで広げる予定でありまして、その際、役場の西側の建増した部分も恐らく取るようになると思いますので、その時点で、耐震検査についてもしっかりと考えていきたいと思っています。

また、新しい庁舎問題につきましては、合併当初、検討委員会をつくるということでありました。先日も金屋地域の地域審議会において、この問題が出まして、私の任期中、あと2年余りありますけれども、その中で必ず立ち上げて、その委員の皆さん方で、新しい庁舎問題はご議論をしていただくということになってますし、そう私も考えております。

それから、金屋庁舎周辺の整備でありますけれども、森本議員さんご指摘のとおり、非常にあそこら辺が水浸しになるということは、よく存じ上げております。去年も、ほんわずかな金額でありましたけれども、少し改修した結果、非常によくなったという話も聞いていまして、17年度に、金屋・中井原地区の排水現況調査というのを実施しているそうでありまして、森本議員さんおっしゃる所については、ちょうど町道、金屋バイパスと交差していますので、そこでもう一回、この水路については何かここで分水をできないかということで、一遍検討させていただきたいと思います。

それから、もう1点の前田歯科さんの裏通り周辺の排水路については、非常に悪いという報告も受けていまして、雨水については、町道の両端の低い部分を流れていると、町道を流れているということも聞いています。現状において、町道の通行の支障がものすごくある場合は別として、この町道に暗渠を入れれば解決できると聞いていますので、その方向で一遍検討させていただきたいと思います。

それから、分庁舎の駐車場はどの程度適当かということであります。

金屋庁舎の駐車場については、庁舎前に22台の来客用の駐車場と、金屋文化保健センター周辺に4,391平米の敷地に221台の駐車スペースがあります。この駐車場は、文化保健センター利用者や公民館活動、町職員、福祉協議会、保育所職員の自家用車、公用車で158台と、来客用では63台の駐車場として現在も満杯状況で利用しています。この駐車場は、文化保健センターの利用者が非常に多くて、平成18年度で4万2,417人、鳥屋城公民館活動で1万881人の方々が利用して、年間5万3,298人が活用されています。このことから、文化保健センター利用者の関係で、1日約146人の方が利用していることになって、今満車の状況になっています。また、慰霊祭や講演会、研修会、イベント時には、これは旧鳥屋城小学校跡地に公用車、職員の自動車に移して活用しています。

当施設の有効利用も考えると、駐車場用地に約6,000平米が必要でないかと思います。この鳥屋城小学校の跡地については、新町まちづくりの中でもいろいろご議論いただいていますので、その国道の減った部分がわかれば、もう一回地元の方々とも協議しなければならないところが、まだまだたくさんあります。できれば、私としては、駐車場にして、余った部分についてはお返しをしたいという考えでありますけれども、合併協議会の中で、いろんなご議論をいただくということになっていますので、やっぱり地元の方々とも協議をして、できるだけそういった方向でご協力いただけるように、これからも話を進めていきたいと思っております。

それからもう1つ、先ほどご指摘のありました合併時の533億円、このこ

とについては合併時、金屋189億、吉備170億、清水122億、こう分配されましたけども、議員ご指摘のとおり、恐らくこれを全額消化することは不可能だと思います。その中で、ものすごくアンバランスと違うかなというご指摘でございます。なるほど、この17年、18年度、あるいは19年度の予算を見ますとアンバランスでありますけれども。吉備地区については、現在20年度をもって完了するんですけれども、当初50億円、実際にはもうだいぶ縮小してありますが、当初50億円の5年計画で、まちづくり交付金事業というのが15年度ごろ国の方から募集がありまして、それに応募して通ったという関係で、これも来年度に終わりますけれども。これも藤並駅とか地域交流センターが入っています。

それともう1つ、これも20年度完成ですが、大谷農道、これも合併前からの継続事業です。したがって、公共下水の分も含めて若干アンバランスの点がありますけれども、旧吉備地域においては、継続はこの2つであります。

それから、金屋が計画が下手やったんと違うんかということは決してありませんで、金屋・清水についても、これからAランクでやらなければならない事業が増えています。ただ、吉備については、公共下水は別として、継続的な大きな事業はこの2つで終わりでありますので、合併した中で、どことどこというのは非常におかしいんですけれども、協議会の中できっちりそういったことも詰めてますので、順次バランスよく消化していくということでご理解をいただきたいと思います。詳細については、皆さん方のお手元にお配りをさせていただいておりますので、また後日、ご高覧をいただければ結構かと思っております。

それから、黒松地域の水道計画はいつごろを想定してるのかという話であります。黒松・立石、生石地区もまだ水道水はないんですけれども、この黒松・立石については、いろんな水道事業の国の変更の見直しもあって、どうしても今年度中に申請しなければならないというような事情も出てきまして、2カ所同時スタートで、恐らく21年度くらいに始められると思っておりますので、約5カ年かけてやっていきたいと思っております。それから、この農道については、3億円余り、これは議員ご指摘のとおり、合併協議会の中では入ってなかったんですけれども、それ以前に、この農道についても、ずいぶん地元で協議をされてきたようです。それで農家対策といいますか、やっぱり農道の整備であったり、イノシシあるいは防風ネット、マルチ、いろんな部分でこれからも農業にも力を入れていかなければならないというところで、この地域の方々も土地もすべて了解いただいたという中でですね、もちろん財政状況を見ながら取り組んでいけたらいいという、現在はそういうところであります。

以上です。

○議長（亀井次男）

12番、森本君。

○12番（森本 明）

12番です。私あまり再質問というのは好きではないんですけど。

今、合併合意の中で、私まあ、しつこくこだわるわけですけど。吉備が48.7で金屋が14.2っていうのが、かなりさみしいもんがありますよね。この辺のやっぱり、清水が33.8あって、金屋が14.2って、これ副町長どうでしょう、これ、感覚的に。もっと町長もバランス感覚を磨いてもらわないと。

まあ、それと、ここの一覧表にも載ってるけど、有田川っていうところを見せてもらっても、入っているやつって言うたら、藤並保育所やの田殿保育所やの、何億っていう工事はほとんど吉備の工事ですね、これ。金屋でもらっていると言えば、金屋中学校の今、工事してもらうのに耐震検査と、小川小学校のプールつくってもらうた、そしてグラウンド直してもらった。それから第3保育園つくってくれる。それにしてもこれ、額にしたら微々たるもんなんです。

もうちょっと、これから町長も副町長も研修を受けてバランス感覚を磨くように、切に要望しておきます。

○議長（亀井次男）

以上で、森本君の質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時32分

再開 10時45分

~~~~~

…………… 通告順4番 9番（前勢利夫） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、9番、前勢利夫君の一般質問を許可いたします。

9番、前勢君。

○9番（前勢利夫）

今期定例会に質問させていただく事項は、議長よりお手元に配布されておりますとおり、2点をあげております。1つは道路整備対策について、2つ目は森林行政についての2点でございます。

まず、第1点目から質問をいたしたいと思います。

戦中戦後に青春を体験した私は、万国語といわれている英語に極めて縁遠く、したがって好みませんが、このような常識は今や通用しない時代を迎えました。

今や辞書を引きつつも対応しない限り、社会生活に適応しきれません。よく言われるインフラ——略語でございますが、正式にはインフラストラクチャー、すなわち、社会生活経済活動の基盤、具体的には、道路、港湾、橋梁、通信、教育、情報、医療などの設備を指すとされています。

今般、この中核である道路整備対策について質問を展開させていただきます。的確な答弁をまず求めておきます。

前言いたしましたとおり、社会生活、経済活動の基盤である道路は、人間の体の部分に例えますと、血管そのものだといえます。血管は、寸時も休むことなく、人間を含む脊椎動物及び無脊椎動物の体内を構成・機能する細胞内に、生存に必要な物質・血液を運び込み、不要になった物質を運び出さねばならないのは血管の役割で、まさにこの意味で、道路は社会構造の発展進化を図る血管といえます。

事実、第1次道路整備計画、もちろん国でございますが、昭和29年から33年まで中期計画という名のもとに、5年ごとに更新されておるわけでございます。29年度の1次は、33年度まで。2,600億円が本格的経済発展に入った33年度から37年度、第2次計画では3.5倍の1兆円に。第4次、39年度から43年度、4兆1,000億円の4倍強。第6次、45年から49年度、10兆3,500億円、2.5倍強。第9次、58年から62年度、38兆2,000億円、3.7倍弱。第12次計画、平成10年から14年度、実に78兆円、2倍強をピークに、現在進行中の第13次、平成15年から19年度には38兆円、公共事業を代表する道路整備は、構造改革実施の中で、第12次計画に比較し、51.3%の減額がされたのであります。この点につきましては、今問題の、地方、地域における格差の象徴的現象として論議いたしますが、その前に道路とは何かを、法治国としての法的根拠を明らかにしておく必要があると存じますので、論及いたしたいと存じます。

昭和27年6月10日、法律180号で道路法が制定され、最も新しい改正は、平成19年3月31日法律19号であります。ご賢察のとおり、第1章総則から第8章罰則までの、第1条から第107条までで構成されています。この中で、管理は第3章にあげられておまして、条文中の3割強、36条から成り立ち、極めて厳しいもの、自由に通行が許される反面、規制があらゆるかたちで課せられておると。それはそれぞれの、国においては国土交通大臣が、県道については知事が、市町村道については市町村長が管理権を持っておるわけでございます。この法文にしたがって処理されていくのは当然でございます。

道路は、一部の私道を除けばすべて公共道路であり、国または地方自治体が、今申し上げましたとおり、管理することが規定されております。延長の80%

以上が同法の適用を受ける一般公共道とともに、他の法令の適用を受ける農道・林道・公園道等もありますが、道路法において「道路」とは、「一般交通の用に供する道」で、具体的には、その3条において「高速自動車国道」「一般国道」「都道府県道」「市町村道」の4つに分類されています。同時に道路にはトンネル、橋梁、渡船施設等一体となり効用を全うすることになっております。

このように、道路の基本理念を参酌しながら、今般20年度より始まります、いわゆる新しい第14次、国の道路中期整備方針に私たち地方も当然注目しながら、地方・地域の立場から総力をあげて、国に対し、県当局と一体となって、各地域自治体の管理権の基にあります「市町村道」、同時に「道路」は、互いに連携することなくして、その効用を充分達成できない性格を有する立場から、「県道」「一般国道」「高速自動車道」を視野に、その整備施工事業化に向け、関係機関は主権者の住民とともに全力投球することの責務が課せられています。そのためには、でき得る限り現況を把握し、問題点をあぶり出し、対応策を立てねばなりません。

まず、具体的にお伺いいたします。町道は一級路線、二級路線、その他の路線の3種類により構成されておりますが、現時点、19年度現在の路線数、実延長、未改良、改良率を種別により説明されるとともに資料を示してください。この場合、旧町別実態を明示されるよう要請するものであります。

郷土和歌山県も、国の第14次道路整備計画に備え、本年8月、和歌山県道路整備中期計画をまとめ、今後10年間にわたる道路整備方針を今県議会に提出されており、私どもも関心を持って、ともに当町としての意志を取りまとめ、対応していかなければなりません。県資料にもあるとおり、道路統計年報2005年——平成17年度における道路改良率、国道プラス県道プラス市町村道は全国47都道府県中ワースト2位、すなわち、46位の41.4%。国道・県道改良率は2004年——平成16年度、全国平均73.4%に対して、50.6%、25年間の遅れを指摘しております。

そして参考「真に必要な道路整備～今後10年での取り組み」として、路線図をかかげ、国の事業、県の事業とあわせ、国1兆700億円、県5,400億円、計1兆6,100億円、19年度予算分に該当いたしまして、単年度に直しまして現況の2倍の金額を目的達成のためには必要とすることになってくるわけでありませぬ。

国道424号、国道480号、我々の管内を縦断し、横断する2線ではありますが、この示された図表によりますと、10年以内完了及び着手ともに上がっていないと思考いたします。もちろん一部の現在進行中の県補助単独事業については別でございますが、町当局は現時点でどのような説明を受け、対処していくのか、過日、国道対策特別委員会においても担当課長の釈明を聞かせてい

いただきましたが、改めて町長の見解を承りたい。

さて、先にも申し上げましたが、改革は絶えず必要であります。「角を矯めて牛を殺す」その例えのとおり、常にバランス感覚の上に立ち、厳正かつ公平に遂行しなければ必ずひずみが生じ、抜き差しならない自体となるのは当然の帰結であり、地域的には中央と地方、事業でいえば大手と小企業等々、すべての面で格差が出てまいります。

特に、中山間地域における第1次産業の長期不振は深刻であり、益々高齢化が進み、後継者不足が続く、限界集落が現実化しようとする傾向にあります。この中であって、唯一の経済活動の中核となってきた公共事業が、改革という名のやり玉に上がり、一律に削減。私の居住地旧清水町において、平成12年時代に、50億円に迫る実績が昨今どれくらいに下がっているのか、担当課から答えてください。

さらに進めます。

国の第1次から第13次までの道路整備を支えてきたのは、道路特定財源が確保、保持されてきたこと以外にありません。今回、与党の合意、行革推進法等に基づく道路特定財源の見直しに関する具体策として、平成18年12月8日閣議決定、我が国の競争力成長力の確保や、地域活性化のため必要な道路整備を計画的に進めることは引き続き重要な課題であるとしながら、財政は極めて厳しい状況を踏まえ、1. 道路整備に対するニーズを踏まえ、その必要性を具体的に精査し、引き続き、重点化、効率化を進めつつ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年度中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成。特に、地域格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備や渋滞解消のため、バイパス整備、高速道路や高次医療施設への広域的アクセスの強化など、地域の自主性にも配慮しながら適切に措置する。この上に立って、2. 特定財源の税率水準はこれを維持する。3. 一般財源化を前提として道路特定財源見直しについては、税収の全額を毎年度の予算で道路整備に充てることを義務づけている現在の仕組みはこれを改め、20年の通常国会において所要の法改正を行うことを公表しています。

お聞かせ下さい。道路特定財源は、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、以上の3つは国が直接徴税いたします。地方道路譲与税、石油ガス譲与税、各自動車重量譲与税、軽油取引税、自動車取引税、以上5つは地方が徴収することになっています。以上について、道路整備充当分、税率、平成18年度税収を聞かせて下さい。同時に資料を配付されたい。

ここで申し上げますが、道路整備には、今後とも特定財源の確保がどうしても必要です。当町執行部、議会ともどもあらゆる方法を考え、中央に上申すべ

きであります。当局の方針をこの際、明らかにしていただきたい。

今、まさに地方重視、格差解消の時流が強まっていること、これを裏づける事実は、私ども自治体が一人一人が肌身で受けとめている現実に基づき、公共事業シーリング、来年も3%削減をぶち壊し、増額を求めることもあわせ行動すべきであり、当局の決意を聞きます。

さらに、今後の町行政における道路整備について、具体的に13日行われた国道対策特別委員会の見解として、424号、480号の整備については、今後は、より具体的に大型バス等が通行可能にするためには、現況をふまえ、路線箇所箇所を点検、どこが悪いのかをあぶり出し、改修の手段、必要予算を獲得するため、精力的に取り組むこと。このため町当局議会が一丸となり、民間の協力を求める行動を起こし、県トップの知事にも現場を見ていただき、一致協力して国政に反映していく。幸い私どもの第3区には、党派を抜きにいたしまして、実力者二階先生を中心に、全県選出国會議員に強力に陳情し、国の第14次中期道路整備計画に取り入れてもらうよう働きかけることが、必須の条件であります。

町長の見解を求めると同時に、有田川町長、また同時に県の町村会副会長の立場からも、知事にぜひ現場を視察していただくようご尽力をお願いし、答弁を求める次第でございます。

さて今般、県は、条件つき一般競争入札の全面実施に向け、新業者評価制度案を公表、平成20年6月より実施することを提案されました。私見でございますが、公共事業は、「安かろう悪かろう」が横行することは、税の無駄使いの結果を生み出す要因の1つといえるのではないのでしょうか。また、私の住む地域は前言にも言いましたとおり、公共事業が現況の中での最有力な雇用の確保の場であり、若手も十分に活動できる職場でもあります。地域活性化のために、また災害防止上からみても、一定の事業所確保稼働が絶対必要であると存じます。したがって、入札制度の在り方は、国・県との整合性を重んじながら地域諸条件に十二分に配慮、独自の制度を研究実施すべきであり、業者国体とも意見を交換しながら対応すべく求め、当局の見解を求めます。

森林行政について、申し上げます。

气象台観測が始まって以来、40度をはるかに超す猛暑が続き、彼岸入りを目前に、今なお厳しい残暑が、本当に異常気象だなあと印象づけられます。8月17日付読売は、「北極の氷、史上最小、気候変動パネル予測——40年後の状態」というタイトルでショッキング報道を行っています。すなわち、海洋研究開発機構と宇宙航空研究開発機構は、16日衛星による観測で、今夏の北極海の海氷面積が史上最小を記録したと発表しております。15日に観測した海氷は、530.7万平方キロメートルで、2005年9月の過去最小記録、5

31. 5万平方キロメートルを下回った。これは、気候変動に関する政府間パネルが第4次評価報告書の中で予測した約30年～40年後の北極の状態に近づく温暖化の速度で、従来の予想をはるかに上回る可能性がある、云々と報じております。いわゆる地球温暖化現象であり、この現象は、科学的に大気中の二酸化炭素等の温室ガス濃度が増加することにより、気温が上昇する現象です。ガスの中、6種類に分かれておりますが、二酸化炭素CO₂の占める比重は、実に94%を占めている。イコール二酸化炭素排出をどうするか、これが温暖化防止の最大の課題になるわけでございます。

温暖化は豪雨、逆に渇水、といった異常気象現象の増加、大陸の砂漠化の進行、感染症の増加、動植物の絶滅危機の要因になることが指摘されており、人類の生存に大きな影響を及ぼします。このため、国際的対応策として、1992年——平成4年、今から16年前ブラジルで開催された地球サミットで150カ国以上が署名、1994年——平成6年に発効した気候変動枠組条約です。この条約は、先進国は1990年代末までに温室効果ガス排出量を90年レベルまで戻すことを目指す、という歴史的な合意を含むものの、ただ努力目標にとどまっていた。このため、95年ベルリンで中身の検討を経て、1997年——平成9年、世にいう京都で行われた国際会議で、地球温暖化の原因となる二酸化炭素CO₂などの温室効果ガスの排出量を先進各国がどの程度削減するかを約束し、削減目標が決められた京都議定書であります。そして、2005年——平成17年2月16日に発効したのであります。

ここで削減目標達成の手段として、森林、下草も含む、樹木が持つ機能、すなわち、樹木は葉っぱ中に含まれる葉緑素を媒介とし、葉の気孔から吸収した二酸化炭素と根から吸収した水を原料にして光をエネルギー源とした光合成を行い、生物界の生命活動の根元、有機物を合成提供する機能を果たしており、森林吸収源として我が国に課せられた目標6%のうち、3.9%を分担目標にしておることはご賢察の通りであります。2001年度に改正された森林・林業基本法は、従来の林業基本法から脱却し、将来を見越した地球環境保全を視野に、文化教育利用の多面的機能を持つように求められているのであります。

日本の森林面積は、2,500万ヘクタールで、国土の7割を占め、10%台の英国や中国などをはるかに上回る森林大国であります。ちなみに有田川町総面積351.7平方キロメートル、うち林野面積は268.48平方キロメートル、76.33%、面積的にいかに大きな比重を占めておるかに注目せざるを得ません。この際、さらに申し上げておきますが、ここ20有余年にわたり森林資源も十分にあり、木材需要の7割を占める住宅建設と紙・パルプも極めて堅調に推移し、しかも森林資源的には、これらの需要をほぼ100%満たすことが可能とされているのが、実質的には製材原木は自給率がわずかに31

%に過ぎず、残りの38%、紙・パルプに至っては、ほとんどが輸入で占められている実態を直視するとき、腹の底からの怒りを覚えずにはおられません。

しかしながら、地球環境の保持の上から、今、まさに森林は最も注目を浴びようとしております。この事実は、本年5月下旬から6月初めに実施した内閣府調査結果、8月11日付発表の、森林と生活に関する世論調査結果からも明確に示されています。前回2003年、山崩れや洪水などの災害防止の1位48.5%を、11.9%を上回る54.2%が二酸化炭素CO₂を吸収することで地球温暖化防止に貢献することが、第1位でトップに立ったのであります。

また、森林整備費負担のあり方、複数回答については、温室効果ガスの排出割合に応じて企業や国民が負担、54.8%がトップになっております。この面でも国民の関心が高まっておることは裏づけられるわけでありませぬ。

これら申し述べました私の論点に基づき、当局に質します。

京都議定書を導入する条件として、平成14年1月の中央環境審議会の答申では、1. 1990年以降適切な森林施業が行われている森林、2. 法令等に基づき、伐採転用規制等の保護保全措置がとられている森林、これらにスポットライトが浴びることとされています。率直に申しまして、現段階で当町においては、どう研究されているのか、今後は森林対策活性化のためには避けて通れない問題でありますので、どう取り組むのかを、その決意を承っておきます。

次に、西ノ原加工場についての現況を詳細にご報告願います。

以上で、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

前勢議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

いろんなご指摘がありますので、また詳しいことについては各担当課長から答弁をさせたいと思っています。

まず、道路整備の対策についてであります。

国においては、昨年末に道路特定財源の見直しに係る具体策というのが閣議決定されて、一部を一般財源化するということで現在調整中と聞いております。また、国が今般19年度中に道路計画というのを立てて、真に必要な道路はどれかというようなことを決定するというのも聞いています。

これに基づいて、先般、全国各市・府・町、すべてからアンケートを取りまして、その結果が先日報告をされました。地方にとっては、道路は必要であるという意見が大半であることもありますし、また都会の意見としては、地方の道路はもう必要ないじゃないかというような意見もたくさん寄せられていると聞いています。こうしたことを受けて、やっぱり地方の道路というのは、本当に

生活の面からも、あるいは経済発展、災害の面からも非常に重要だと考えています。

今回の参議院の選挙結果を受けて、国も今度、麻生さんになるのか、福田さんになるのか、わかりませんが、やっぱりこの結果については今まで地方を粗末にした、地方と都会の格差を生んだ現象だと、もっと地方へ目を向けなければいけないということを2人とも盛んにおっしゃってくれていて、非常に心強く感じるわけであります。

その中で先日、県が中期道路計画というのを、10年以内に完成するという計画を発表されました。その中に前勢議員さんご指摘のとおり、424あるいは480号、これが計画の中に入ってなかったわけであります。早速480号につきましても、いろんな委員会の中で再三、県にも国にもご要望しているのに、これ入っていないというのはおかしいんじゃないかということで、発表と同時に、この委員会、もちろん有田市の市長さんを含めて、県に抗議を申し込んだところであります。

その回答としましては、480号については、とにかく早くバスが通れるように、^{きょうあい}狭隘な箇所については早急にやらなければいけないというご回答をいただいています。これもまた、現在、二階先生が国の中において重要なポストを占めておられるということで、今後480号についても、できるだけ早く高野山までバスが通れるように努力をしていきたいと思っています。

また、424号についても非常に大事な道であるということでありますので、先日、1万人余りの署名を携えて、地元の424号整備促進協議会の委員さんと、それから海南市側の区長さん並びに海南市の県議会議員、有田郡の県議会議員とともに、仁坂知事さんに直接陳情をしまりました。424については、11月の13日～14日にかけて、促進委員会の委員さんともども、また国の方にも陳情をやっていく予定であります。

知事さんの答弁については、424についても順次予算をつけていくという話でありました。ただ、424については、現在も19年度で約16億円つけてくれております。それから、まだまだ424については投資をしてくれまして、今、吉田バイパスというのが一部でありますけれども、つけかけています。この肝心の、もとの橋梁部分についても地主さんと先般合意に至りまして、間もなくここに橋がかかる予定になっております。こういったことについても、今後怠りなく県・国の方にも陳情をしていきたいと思っています。

それから、この道路特定財源、これは、道路のためにのみ使うということで、当時、田中内閣だったと思います、創設された事業でありまして、議員おっしゃるとおり、日本列島改造計画というときは、本当に何十兆というような莫大な道路予算がついていたわけなんですけれども、それがだんだんと減ってきて、

現在本当に少ない道路予算になっています。その道路特定財源に係る税金というのは、普通の税金に上乗せをして道路の新設改良のみに使うという予算でありますので、この一般財源化については、今後とも強く抗議を申し込んでいきたいと思っています。

今回、和歌山県の町村会においても、国への要望の第1として、道路特定財源の確保ということをお願いをしまして、それも10月中に、恐らく和歌山県の議長会も賛同してくれると思いますので、一緒に道路特定財源については堅持をしていただくということで陳情に行きたいと思っています。

いずれにしても田舎の道については、まだまだ整備不十分、特に和歌山県は、議員おっしゃるとおり、全国ワースト2の整備率という問題でありますけれども、頑張っていきたいと思っています。おっしゃるとおり、今度は県の中期計画というのが出たんですけども、10年以内に完成または着手の分だけで、議員おっしゃるとおり1兆6、100億円が要ということも公表されております。今回の仁坂知事さんについては、地方の道路は非常に大事だということも認識をされていますので、こういったこともお願いをしながら、地方の道路の改修・整備については、万全の努力をしていきたいと思っています。

それから、もう1つ、森林行政についてでありますけれども、地球温暖化防止対策についての当局の取り組みということでもあります。

これ京都議定書に基づきまして、平成20年度から24年度までの第1約束期間における森林の吸収目標、これは1,300万の目標を確保することとなっております。本年度以降、毎年55万ヘクタール、全体で330万ヘクタールの間伐を実施することが必要であり、従来の約1.5倍の森林整備が必要となります。議員が述べられましたように、国民が森林に期待する動きの第1位に災害防止に加えて、二酸化炭素を吸収することにより地球温暖化防止に貢献するということが選ばれました。このことは、今後森林整備への推進をしていく上で、森林整備に係る費用負担の理解が広がっていくことにつながってくると思います。

町としましては、こうした流れを受け、地球温暖化防止策の対策に関して独自に取り組み、指針を定めたものではありませんけれども、町単独の間伐に対する補助金の上乗せや間伐材の搬出の推進、間伐等3カ年対策の計画的な実施などで間伐事業を推進していきたいと考えております。

次に、有田川町の木材加工センターの現状についてでありますけれども、18年度における当施設の収支報告書では、7万円余りの若干の黒字でありました。19年度については、4月以降8月末までに約2,100万円の売り上げと450万円の仕掛け品、合計で2,550万円余りの生産額になります。当施設での原木等の取り扱い単価でありますけれども、間伐材が主なもので、口

径、曲がり等によって、材質によっても若干、価格設定というのは難しいものがありますけれども、基本的には立方当たり8,000円を目途に使用単価を勘案して決定しているそうであります。

加工所では、加工品単価立方当たり5万円、月額600万円の売り上げを目標としておりまして、これでいきますと、原木換算で約240立方の材木が一月ひとつきに必要となります。加工所を運営する清水町森林組合では、19年度地元産で1,500立方を確保したいとの意向であります。厳しい現状ではあります、経営母体である森林組合の基本方針を確認しながら、経営の安定化に努めていただいて、最終的に林家に少しでも多く還元できる仕組みがなされるように、今後行政も支援をしていきたいと思っています。

それから公共工事の入札でありますけれども、今ですね、国・県、これはすべて、指名競争入札の方から一般競争入札の方に移行する傾向であります。先日も、今年の4月でしたか、国の総務省の方からも説明に来ました。その中で私たち10の市町村長がその場に意見聴取ということで出向いたわけなんですけれども、10人とも、やっぱり地方においてはそういうやり方はそぐわない、当分現状のままでいきたいという返事をさせていただきました。県も今は5,000万以上で指名入札という制度をとっていますけど、これもまだまだ単価を下げて、しかも電子入札をやるという方向に今、決定をしているようでもありますけれども、我が町としましては、当分の間、従来どおり、もちろん談合というのはいけないことでもありますけれども、地元の企業を育成する上からも、従来どおりの入札方法を続けていきたいと思っています。

詳しいことは、また担当課の方から……。

○議長（亀井次男）

建設課長、中西君。

○建設課長（中西一雄）

前勢議員さんの一般質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のありました現在における有田川町の町道の路線数並びに実延長、未改良、改良率を発表したいと思います。

旧町地区別にとということでございますので、まず吉備地区でございますが、1級路線が22線ございます。実延長は1万9,412メートルでございます。改良済み区間は1万5,530メートル、改良率は80%でございます。2級路線は13路線ございます。実延長は2万522メートルでございます。改良済み延長は1万2,618メートルで、61.49%となっております。それからその他町道でございますが、458路線ございます。実延長は15万9,379メートル、改良済み区間は7万2,005メートルで、改良率は45.18%でございます。

旧金屋町の方でございます。1級路線は15路線ございます。実延長は3万6,822メートルございます。改良済みは2万4,522メートルで、改良率は66.6%でございます。2級路線は13路線ございます。実延長は2万261メートルございます。改良済みは1万371メートルでございます。改良率は35.44%でございます。その他町道が430路線ございます。実延長は20万7,443メートルございます。改良済みは2万2,267メートルございます。改良率は10.73%でございます。

旧清水町でございますが、1級路線は14路線ございます。実延長は6万3,564メートル、改良済みは4万8,713メートル、改良率は76.64%でございます。2級路線は9路線ございます。実延長は1万9,906メートル、改良済みは9,275メートル、改良率は46.59%でございます。その他路線は365路線ございます。実延長は16万3,333メートルございます。改良済みは2万2,826メートル、改良率は13.98%でございます。

以上、現在の町道の路線数また改良率を申し上げました。この資料につきましては、今まとめ中でございますが、17年度の資料でございます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

前勢さんの質問の中で、ちょっと抜かってました。

道路特定財源の地方譲与税の中で、どのぐらい入ってどのぐらい道路へ充当しているのかという、地方へ入る5つの分でありますけれども。石油ガス譲与税、これは地方へは1銭も入っていません。それと軽油取引税交付金、これも1銭も入っていません。入っているのは、地方道路譲与税、これが18年度決算で6,210万9,000円と、自動車重量譲与税1億8,048万5,000円、それから自動車取得税交付金、これは1億865万5,000円、合計3億5,124万9,000円、18年度決算で入ってます。

このすべて3億5,124万9,000円、これを道路関係の予算に充当しています。

○議長（亀井次男）

9番、前勢君。

○9番（前勢利夫）

おおむね基本のご説明を、長並びに担当課長から得ましたので、私もあんまりもう何回も質問をする気持ちはございません。ただ、今、一番問題提起しましたように、第14次国の道路整備計画が中期として5年間の方向性を打ち出す中であって、その中で地方の道路問題をどうするかということが、今後の

最大の課題となってきます。

町長が答弁の中で言われました参議院選挙の結果が、なぜあのようになったか。改革、改革、改革一点張りは、先ほど私も数字に示したとおり、78億円12次計画に対して、13次現在進行中のものは、もうあとわずかに終わるわけでございます。38億円。これが改革の実態であり、そのしわ寄せがほとんど地方、しかも力の弱いところに一律に集中的に来るというこの現実でございます。だから、ああいう結果が出たわけでございます。極めて中央、政局は、今後のこの格差の問題をどうするかということで、ご案内のとおり大波乱を起こしております。

公共事業につきましても、閣議決定によりまして、相変わらず3%削減するんだというような案が出たわけでございますが、現在まとまった概算要求では、前年度にして21%増額するという原案が既に国の対応としても論議されて、今後具体的にこれをどういうふうにしていくのか、それを地方に配分していくのかということになってくるわけです。道路の担当大臣であります冬柴国土交通相は、この8月の25日の概算要求に当たりまして、道路の整備は中央から地方への格差是正にとって一番効果があるということ、記者会見ではっきりと明示しております。

先ほども党派的問題を越えて、幸い二階先生が10月の7日に技術面の国土交通省の最高責任者、いわゆる技官でございます谷口技官、和歌山市出身の技官でございますが、今、白浜においてパネルディスカッションを開催されることになっております。これはひとつ、徹底的に把握する中で、超党派的に直にお目にかかって、我々の意見を聞いていただく絶好の機会じゃないか。なかなか東京へ行っても技官に直接会うということは難しいわけでございます。もちろん議会からの何もお願いしていききたいと、こういうふうに思って、本質的に議長の了解も今朝得たわけでございますが、当局の方でもこの会合について――ただし、入場人員は500名ということに限られております。9月の25日が締め切りとなっておりますので、でき得る限り早い機会にきちとした方向づけが絶対必要になってくるんじゃないか。これに対して万全の対策をとっていただきたい。

もう1つはですね、残念ながら、町長も、部分改修は別にして480号、図上でははっきりと肯定されましたが、480号は、もう入っておりません。町長もそのとおりだと言われました。ただ、ご案内のとおり、吉備インターまでいよいよ2車線の高速道路が完成、同時にJRにおいてでも目下特急が停車できるように鋭意――これは大部分が地元負担でございますが、進んでおります。

しかし、インターができて、また特急がとまっても、正直言って、世界遺産、これはすごい大きな効果があるわけでございますが。道路法の中でも、世

界遺産に指定されたところについては、道路を優先的に何するということが、はっきりうたわれております。しかも、宗派は別にいたしまして、あと7年後、平成26年には、1つの宗派の大本山であります開宗1200年祭が行われる歴史的な事実が迫っております。ご案内のとおり、現在の最高責任者はですね、仏教学きっての世界の碩学、中井官長でございます。今、高野山は、全力をあげてですね、この態勢に取り組みを行っております。

これに、この地域から道路整備がこれだけ貧困する中で、その時点が来てでも大型バスが通れないような、そういう事態のないようにですね、私どもも総力をあげて取り組んでまいります。本当に執行部は政治生命をかけてですね、これを通行可能なようにしていただきたい。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○9番（前勢利夫）

自分たちのことは、自分たちでやらなければなりません。先ほども提言しました、一挙に改修をするのじゃなしにですね、徹底的にバスが通れぬ箇所を、480号、424についてでも、自ら点検やってですね、これを中心に具体的に問題をあぶり出していく。この努力をしてもらうことに、まさに政治生命をかけていただきたい。

同時にですね、今の知事さん、非常に勉強家であります。和歌山生まれでございますが、残念ながら、和歌山の土地、県道はほとんどご存じではございません。今一番大事なことは、まず有田川の町長は、全県下町村の副会長でもございますので、できるだけ早期に480号と424をですね——もちろん我々も参画させていただきますが、視察してもらうようにですね。やっぱり、百聞は一見にしかず、見ていただければ何をせんんかがわかるはず。それがわからんとしたら、政治家の資格が失われるわけでございます。その点をしっかりと具申してあげてですね、ぜひ足を運んでいただきたい。これを要求しておきます。

以上について、もうご答弁は結構でございますので、よろしく政治生命をかけていただく気持ちで取り組んでいただきたいということを、重ね重ねお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（亀井次男）

以上で、前勢君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後、再開は1時からでございます。

~~~~~

休憩 11時47分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、24番、大岡憲治君の一般質問を許可いたします。

24番、大岡君。

○24番（大岡憲治）

議長のお許しをいただきましたので、24番議員、ただいまから2点にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、地上デジタルテレビ難視聴地域の解消についてでございますが、このことにつきましては、何回か同僚議員も今まで質問をされている訳でございますが、既にご案内のとおり、平成23年7月24日をもって、アナログ方式からデジタル方式に移行することが決定しております。あと4年をきっておりまして、切羽詰った時期に来ていると考えております。

さて、町内におきまして、テレビのチューナーを取り付けることによって受信可能な地域は、このことについては問題がないわけでございますが、いわゆる難視聴地域の対応をどうするかということになるわけでございます。

ちなみに最近の情報化社会の進展は、めまぐるしいものがございます。私たちの生活様式も日進月歩のごとく変化してきております。より高度で均一な情報が、瞬時に、しかも多量に、そして手軽に伝達されるようになってきたことは、ご承知のとおりであります。すなわち、迅速な情報伝達と、それによる省力化効果が相まって、より効率的な生産、より充実した生活が現実のものとなってきております。情報化伝達の高度化や各種さまざまな情報を、使用目的に沿って情報処理をすることができ、行政、福祉、医療、環境、防災、産業、企業経営などの日常生活に関連する各分野が、いつでもどこでも情報の受発信が可能な社会形成が求められているところであります。

したがいまして、地域間の格差を是正するために、この際、町内のどの地域でも同じコンディションでテレビが受信できるようにしなければならないと思います。このように社会構造の変化に対応するためには、私は情報通信インフラの整備が最も重要であると考えます。

例えば、行政面においては、県内市町村等との連携を強化し、利用者が整理された各種情報を容易に入手できるとともに、関連する申請等の行政手続きをインターネットにより、簡便かつ効率的に行うことができるようになってくると思います。吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局や出張所等も含めて、テレビでの会議も可能となってくると思います。

医療面におきましては、診察や治療のための医院・病院の選択情報の提供や、地域のホームドクターと家庭とを結ぶコミュニケーションを機能させるとともに、医

院間の高度な医療情報管理も可能になってまいります。

また、防災面では、気象庁や国土交通省、県内各地域の情報をリアルタイムに共有することができるのと同時に、近い将来、発生が予想される東南海・南海地震に備え、災害関連情報を一元化、高度化、共有化する総合的なネットワークを構築し、防災対策を強化するとともに、迅速な情報提供により町民の安全・安心の確保を図ることができるのではないのでしょうか。

以上のように、教育面や福祉、産業といったさまざまな分野におきましても、各種情報の入手、あるいは発信は容易でありますし、また、携帯電話につきましても、五郷地区・修理川地区につきましても通話ができるようになっておりますが、一部ではまだできていないところもあるように聞いておりますが、まだまだ町内では携帯電話の不感地域が残っております。

都会の人に言わせると、今どき携帯の入らないところがあるのかというようなことが言われますが、残念ながらこれが現実でございます。しかしながら、これもデジタルテレビとあわせて、県が推し進めているブロードバンド5カ年計画に沿って、光ファイバーによる対応をしていただきますと、デジタルテレビの受信はもちろんでございますが、携帯電話につきましても業者の参入が見込まれやすくなるわけでございます。いかがでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

次に、路線バスの運行についてでございますが、町長は、去る7月9日から7月18日の夜間、清水地区の7地区におきまして、地域の皆さんと膝を交えて町政に対するご意見を聞かれるということで地区懇談会を開催されまして、これは、なかなか好評でございまして、また、こうした機会をぜひつくっていただきたいというお話も聞いておりますので、この際お伝えをしておきたいと思っております。

さて、私もこの懇談会に17日の夜、沼区の集会場で出席をさせていただいたわけでございますが、皆さん方から、いろいろとご意見がございました。その中で、昨年9月30日をもって休止している和歌山線の路線バスを何とか復活をしていただきたいとの質問がございました。これに対しまして、町長の答弁でございますけれども、「和歌山線については、もう元に戻す、いわゆる復活をするということは無理である。本線である藤並～清水花園線や清水～湯川線についても、減便ということになるかもしれない」と、そういうお話でございました。最近は乗客が激減をしておりますし、やはり有田鉄道さんにおいても、たいへん厳しいところがあるかと思っておりますが、平成18年度で399万7,000円の補助をして運行していただいておりますが、地域の方々や、特にお年寄りの方にとっては、なくてはならないバスでございますし、観光面から考えましても、これから藤並駅に特急もとまることになるというときに、「藤並駅まで来たけれど、清水の方まで行くバスがない」というようなことのないようお願いしたいと思っておりますが、現段階での状況と今後の見通しについてお尋ねをいたしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

大岡議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず2011年、今のアナログ電波が地上デジタル波にかわるということで、共聴というんですか、ブースをつけただけで今のテレビでも映る所、これ大半を占めています。その結果、このデジタル放送に21年に完全移行するわけなんですけれども、全国で今のところ最大60万世帯、それから和歌山県においても1万4,000世帯、有田川町については1,400世帯が、テレビについては受信できない、まったく映らないということになっています。現在86カ所、有田川町管内に共聴施設を使ってテレビ受信をしているところがあります。そのうちの何カ所かについては、その場所でデジタルの電波が受信できることが可能だと聞いてます。

大岡議員さんおっしゃるとおり、清水地区につきましては、この生駒山から出てる関係で、遠井地区の頂上1カ所しか、この電波が受けられないと聞いています。そうした中で、この遠井地区から清水地域全戸へ共聴の施設を網羅するというのは、全く不可能だと現時点考えてます。

この電波については、国が主導で、今のアナログ電波がもう満杯になってきてどうしようもないんだと。それで、新しい電波をして、すいた部分にまた、いろいろ電波を入れたいという意向で、国民の同意なしにこの電波を変えたと。そのために映らないって、非常にまあ迷惑な話でありますけれども。

今度の総務大臣に岩手県の県知事さんがなってます、このことについては国が責任をもって対処するというを明言してますけれども、現在でいいますと、国が3分の1、県が1億円ということになってます。いずれにしても、テレビを家庭から取り上げるというのは、これはもう絶対不可能といえますか、これはあってはならないことで、テレビの受信については、5年以内、2011年の電波の改正と同時に、有田川町の全戸で受信できるようにすることだけは確約をさせていただきたいと思います。

ただ、そうした中で、県が今、ブロードバンド5カ年計画というのを立ててまして、実は、有田川町もその計画の中に入っています。ブロードバンドを引けば、テレビだけじゃなしに、議員おっしゃるとおり、家の中でインターネットを使って買い物できたり、いろんな便利な面がありますけれども、ただ、費用がたくさんかかることも事実でありますし、テレビにしましても、やっぱり個人負担というのは必ずついてきます。それで、そこらへんも、もう少し、これもあんまり余裕ないんですけれども、地域の方々ともう一回じっくりと話し

合いをもった中で決定をさせていただきたいなと思います。いずれにしても、5年後にテレビは映らないという家だけではなく、ということだけはお約束をさせていただきたいと思います。

それから携帯電話につきましては、県は5年以内に和歌山県全域、入らないところはないようにするというので、県もしっかり力を入れてくれていますので。有田川町も18年度は、修理川と五郷へも設置をさせていただきました。これは、5年以内に県の方針に沿って、携帯電話については解消できるのではなかろうかと考えています。

それからもう1つ、路線バスの件でありますけれども、去る8月の1日に、和歌山県の生活交通対策紀中地域審議会部会が有田振興局で開催されまして、路線バスの業者、これ10路線中6路線について、有鉄さんの方から10路線のうち6路線について最大1日当たり4便減便したいとの提案が出されました。

その中で、花園線については、清水までは平日5便を4便に、土曜日は4便を3便に、日曜日は4便を2便に、それぞれ減便したい、また湯川線については、月曜日から金曜日までの5日、毎日2便運行されていたんですけども、火曜日・木曜日の運行を停止したいという提案がありました。主な理由は、議員おっしゃるとおり、乗降客が少なくなる中で、非常に赤字が出ているということで、この減便を計画されたそうであります。

湯川線については、11月1日から、そのほかの5路線については10月1日から減便が実施される予定であります。なお湯川線については、8月1日の会議です、異議申し立て、継続審議としていただいて、再度、業者との運行継続についての協議をいたしましたけれども、提案どおり運休をしたいという意向は変わりませんでした。もちろん、これは関係各區長さんとも協議させていただいて、いたし方ないであろうということで、業者の方にもその旨を伝えております。

その結果、湯川線のみは11月1日から減便。毎週通っていた運行日誌というのを見せてもらったんですけども、週に全然乗っていない日が3日ほどあります。先日も清水の地域ずっと、湯川へも行かせていただきました。このことも議題になったんですけども、「やっぱり、ちょっと我がらも乗らなんだん悪かったのかな」ということと、「やっぱり、週に1人も乗らない日が3日もあるんやったら、これもやむを得ないなあ」ということで、関係の區長さんともご了解をいただいているところであります。さらに今後、有鉄さんの方針としたら、恐らくもっともっと、減便あるいは廃線という方向で進んでいくんだと思います。これだけはできるだけ避けていただくように、また有鉄さんとも今後十二分に協議をさせていただきたいなと思っております。

○議長（亀井次男）

24番、大岡君。

○24番（大岡憲治）

デジタルテレビの件でございますけれども、町長から話がありましたように、清水地区で申しますと、遠井で受信ができる所があるんですが、そこから地区内全域ということは、もう無理だろうということでございますし、また、衛星によって受信するという方法もあるようでございますけれども、これにつきましては、地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の緊急避難的措置とするということで、暫定的なものであるというふうに書いてございます。したがって、やはり光ファイバーによる方法でなければ、無理ではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、携帯電話の話でございますけれども、まだまだ金屋地区では、糸川・黒松・上六川・釜中、吉備地区では田角、清水地区では上下湯川・室川・沼谷という辺りが通話できない状況にあります。

ちょっと余談になりますが、たばこの自動販売機でのたばこ購入は、来年の6月から未成年者喫煙防止対策の観点から、カードで成人確認をしてから、お金かまたはカードでたばこを購入するということになります。これもNTTドコモのフォーマの電波を利用して、カードにどれだけお金がチャージされているか確認をして、現金で買うか、あるいはそのカードへチャージしている中でカードでたばこを買うか、というようなかたちになります。これも今申しあげましたように、フォーマの電波を使うことになりますので、比較的ドコモのフォーマは、今までに比べて参入してくれやすいような状況であると思いますから、今後とも引き続いて懸命な取り組みをお願いしたいと思います。

それから、バスの件でございますけれども、何回か対応してくれる中で、どうしても減便、これはもう、いたし方ないという状況であり、また区長さんにも了解をしていただいているというお話でございますが、減便で済んでる間は、まだ何とか辛抱してくれるという部分があっても、これが運行しなくなる、もう運休というようなことになってまいりますと大変なことになりますので、そうなってきたときに、どのように対応してくれるか、今から考えてもらわなければならないというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ブロードバンドにつきましては、本当に地域の方といろいろな説明も兼ねてですね、ご理解もいただかなければならない点もたくさんあるし、やっぱり財

政的なこともありますし、考えて、とにかく2011年にテレビが映らないようにだけはしないということだけはお約束をしたいと思います。

それと路線バスについては、全便廃止となれば、やっぱり行政の責任として、当然策を講じざるを得ないなと考えてます。できるだけそうならないように、地元の方々とも相談していきたいと思います。ただ、住民の皆さん方にも地区懇でも言ったんですけど、できるだけバスも住民の皆さんに乗っていただくようにご協力をお願いをして、今後それも含めて、進めていきたいと思います。

○議長（亀井次男）

以上で、大岡憲治君の一般質問を終わります。

…………… 通告順6番 2番（増谷 憲） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、2番、増谷憲君の一般質問を許可します。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

ただいま、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、4つの問題について行わせていただきます。

まず、最初の問題は、先の6月議会においても質問させていただきましたけれども、災害対策について、再度伺っておきたいと思います。

前回の6月議会では、農作物への被害対策で質問させていただき、その後7月の大雨や台風等による大きな被害も出て、今議会では、災害関係の補正で2億円弱を予算化いたしました。しかし、農作物への被害対策でも収穫時期にならないとわからないとか、農地等への災害復旧にいたしましても、結構お金がかかりますから、余裕がない農家では断念せざるを得ないことも出てまいります。このような状況が続きますと、農地の荒廃と集落の維持が困難になりはしないか、また、ひいては、離農や限界集落をつくることにつながっていきはしないかと大変心配いたします。今後、このような被害がいくらでも想定できる異常気象の中で、どうしても対応策を考えていく必要があるのではないかと思います。

まず、家屋や農作物への被害対策や、補助対象にならない小規模ため池の復旧に一定の基準を設けて、災害見舞支援金のようなものを創設してはどうか。その際に、基本として復旧に町内地元業者を優先することを前提にしておくことが大切ではないかと思います。

第2に、6月議会でも提案させていただきました新しい支援策として、県や有田郡市の各自治体と農協との広域で、ミカンやウメ、スモモ、キウイ、サンショウ、花卉など有田川町における主要品目を決めて、そして基金を積み立て

ながら、被害が出た場合、一定の基準で農業維持継続的性格を持つ見舞金制度をつくってはどうか。

そして、今後の身近な対応策として、まず第1点目として、最近よく降ります^{ひょう}霽においては、年間を通じて6月に降ることが多いと一般的に言われています。そういう意味では、気象情報などもつかみながら、被害が出そうな時期への注意喚起の啓発を徹底すること。

2点目として、自然災害の発生時期を考えて、栽培時期の調節ができないか、専門家の知恵も借りながら検討してはどうか。

3点目として、^{ひょう}霽被害を防ぐネットなど、こういう防風・防^{ひょう}霽ネットなど多目的防災網の対応も考えられるのではないか。こういうネットへの補助もどうか。

4点目として、融資制度を検討するというのであれば、利息分の町や県、そして農協での負担と据え置き期間の実施はどうか。

第3に、土砂災害現場で改めて痛感したわけですが、家屋や道路、側溝等へ土砂が流れ込んできたときの撤去作業において、地元業者にあれば地域もよく知っており、すぐに対応してもらえることになります。そういう意味では、災害時の対応で、町が協力関係をつくっておくことも、たいへん大事ではないかと思えます。

第4に、今後、林道の法面等の崩壊が常につきまとう中での対策をお聞きしたいわけですが、この議会においても土砂撤去の予算として200万円を予算化しておりますが、林道を整備すればするほど、こういう維持修繕のための費用が今後必要となってくると思います。

第5に、林道沼谷清水線、これは地元の区長さんから聞いた路線名で、正式にはこういう路線名ではないかも知れませんが、この路線での2カ所の路面がずれていて、いつ崩れるかわからない中で、早急に対応する方が、今後のことを考えると経費的に安くつくのではないか。また、林道三瀬川清水線の今後の改修についてはどういう計画になっているのか、あわせて伺っておきたいと思えます。

2つ目の問題に移ります。後期高齢者医療制度についてであります。

この医療制度は、来年4月から実施されますが、県下の市町村で構成する広域連合で、制度の中身や運営について協議されるため、各市町村ではどのような状況になっているかわかりません。そこでまず、これまでの広域連合での協議も踏まえて、どのような制度になっているのかご説明をいただきたいと思えます。また、問題点を把握されておられるのかどうか伺いたいと思えます。

第2点目として、早急に保険料の試算額を出すよう広域連合へ働きかけられたい。

第3点目として、保険料の引き下げ、減免制度と保険料滞納による保険証の取り上げをしないように働きかけをしていただきたい。

第4点目として、広域連合への高齢者の意見聴取、各議会への報告、議会開催の傍聴とその周知を徹底されるよう働きかけをされたい。以上です。

そして、3つ目の問題に移ります。

J R 藤並駅プラットホーム延長の予算化等についてであります。今議会に藤並駅の上下のプラットホーム延長工事の予算、6,916万7,000円が計上されています。また、既に駅舎改築に町が9億893万円出すことになっていますから、駅舎関係の工事費だけでも9億7,809万7,000円となります。駅舎改築に町が全額出すわけですから、いわゆる寄付行為、請願駅にあたります。

これまでの説明で、6両編成の特急であればホームの延長は必要でないということでありました。ですから、今回の延長工事は、主に特急の9両編成に対応した予算化といえます。

今回のホーム延長工事費は、1メートル当たり約95万円弱にもなります。駅舎改築に関わる予算化はもうないだろうと思っていました。というのも、今の財政難の中で各課に配分した予算以内でまとめよと言われてたり、数万円単位の補助金を削ったり、各学校でとっていた新聞も切ったり、道路の維持修繕費も十分でないという状況にあるからです。

そこで伺いますが、ホーム延長工事の予算は、当初からJ R 側で持つようにならなかったのか。働きかけをされたのかどうか。とにかく特急をとめてもらう条件として、工事費をもつことが前提になっていたのではないのか。J R 側から言われたのか、町の方から先に提案されたのか、ご説明をいただきたいと思えます。

第2点目として、特急の停車についての見通しですが、現在、箕島、湯浅駅停車の特急が大阪方面行きで9本、白浜方面行きで11本です。ですから最大限この中から数本とまるということになります。6両編成で、各上下で各本とまる見通しか、またそのうち、9両編成で何本とまる見通しになっているのか、お答えいただきたいと思えます。

最後の質問に移ります。清水地区マイクロバスの更新についてであります。

町有自動車管理規定第1条には、町有自動車の適正な管理及び効率的な運用を行うため、必要な事項を定めるとあります。最近、ある行事に使いたいということで清水のマイクロバスの使用願いを出したら、県外といっても大阪市内であります。使えないと言われ、なぜなのか疑問を持たれたと言います。結局、使えなかったため行き先も変更されたようですが、それで私も清水行政局に問い合わせをいたしますと、主に車の老朽化によるものであることがわかり

ました。

このマイクロバスは、もともと、清水の社会福祉協議会が持っていたものを町が譲り受け、平成4年8月から利用して今年で10年、社会福祉協議会からの利用を入れますと16年目に入ります。それでも運転手さん達のご苦勞で整備はしておりますが、老朽化でエンジンが古く振動が大きい、クッションも悪く高速道路の走行はしんどいということでした。

最近、補助席の支柱が折れ、そこに座っていた方が危うくけがをするところでありました。部品も少なくなつて修理にも苦勞されたようです。

また、消防の幹部研修のときにもこの車を使ったそうですが、吉備の赤バスと二川温泉のバスの3台で行ったそうですが、国道480号線、川口地内から長谷川地内に抜ける尾岩坂に差しかかると、力も弱いため2台に離されていくくらい走れなかったそうです。

マイクロバスは、様々な学校行事や社会教育の行事、福祉関連の行事など様々なかたちで利用されています。また、町主催などの行事があるごとに清水から金屋や吉備へ行かなければならないことが多くなっています。

町内の財産台帳には、マイクロバスは3台となっていますが、吉備の赤バスは、吉備地区の小中学校が先に押さえるので、なかなか使えない状況にあります。もう1つは、二川温泉の送迎用に使うマイクロバス。このような状況の中で、各方面に使えるのはこの老朽化したマイクロバスとなります。

現に、清水地区の小中学校の利用も多く、特に今年の7月の利用は多く、31日中28日利用されています。また小川小学校や生石小学校からの利用、吉備の観光協会から、赤バスが使えなかったのが伊丹空港まで迎えに来てほしいと言われ行ったこともあったそうです。

バスの利用回数をみても、平成18年度実績で年間102回、なんと3.6日に1回の利用です。赤バスの利用は2日に1回の利用状況ですから、なかなか取れない中で、清水のマイクロバスの重要性と必要性は明らかではないでしょうか。

このようなことから見て、何よりも安全走行の観点から、さらに、様々な事業推進のためにマイクロバスの更新はどうしても必要ではないでしょうか。早急に検討すべきではないか。更新に必要な金額は600万円前後で済みます。財源は、地域振興基金3億円の使い方の計画に入れていただければよいと思いますが、いかがでしょうか。

以上をもちまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点目の、家屋、農作物、小規模ため池への被害支援策、天然自然災害によるこれらの支援策について、被害の状況によるものと思われかもしれませんが、激甚災害指定等、指定要件によると思われませんが、町としては民生安定を第一と考え、状況に応じた支援策を講じてまいりたいと思います。

今年も修理川で、4号台風、何軒かの民家が被害に遭われました。増谷議員さんもいち早く現場に飛んで来てくれておりましたけども、これも要綱で言えば、町道以外のことはできないという要綱もありますけども、現場へ行って、あの現状をつぶさに見たとき、行政としてその規定どおりにやっていけばいいのかと言え、やっぱりそうでないということを私自身も現場で確認をしまして、早急にブルドーザーを入れて除去させていただきました。こういったことも今後必ず起こると思いますので、その状況に応じて臨機応変に、町として何をやらなければいけないのかということを考えながら、今後もそういうことに対処していきたいと思っています。

こういったことについては、地元の業者さんにも急に協力をいただければならないということもございまして、それぞれの町で今まで災害のときの建設業界との協定書を結んでおります。これも、合併した中で、有田川町と有田川町の建設業界との災害の協力協定というのを早急に結ぶように、今、協定書の作成中であります。これも近日中に必ず、地元の業者さんと支援対策についての協定書を交わしていきたいと思っています。

また、6月議会にご質問をいただきました災害時の農作物について、農協あるいは県、広域で基金を積み立てて充てたらどうかというご意見でありましたけれども、農家にとって被害に遭われるということは、非常に悲しいことで、生産意欲というのでも減退してきますし、被害に遭われれば何ひとつ農家にとってはよいことはありません。

議員提案の見舞金制度についても、そうしたときのために関係者が基金を持ち寄って活用してはということもございまして、総論としては、議員さんの趣旨は理解できても、いざ運用となると、たいへん膨大な事務処理が必要と思われ。見舞金制度とは少し異なるかもしれませんが、現在、農業の共済制度というのがあります。共選に入っている方は多分入っていると聞いていますけれども、そういう制度を今後さらに、みんなにも分かってもらうと同時に、活用していきたいと思っています。

それから、収穫期を迎える中で、被害に遭われた農家の資金の需要動向を見極めて、今後JAさんとも協議をしながら、利子補給なり考えていきたい、努力をしていきたいと思っています。

それから、雹の情報を流して注意喚起を促したらどうかということでありましてけれども、現在、霜等については行政無線や農電などで、発生する恐れがあるときは注意を促していますけれども、雹については局地的に、突発的に発生するというので、非常に予測が困難と思います。一度、関係機関にも問い合わせ、もし対処できるのであれば、情報提供していくよう取り組んでいきたいと思っております。

それからもう1つ、いろんな農作物の栽培時期の調節をしたらどうかと言うんやけど、これはハウスとか施設であれば、ある程度、温度調節によって抑制なり促成なりかけることができますけれども、路地については、栽培時期の調節というのは非常に難しいんと違うかなと考えています。

それから、防災網の対応について。これは、地形的な問題とか作業の効率面からも問題がたくさんあると思われまして。そうした要望が数多く、^{ひょう}雹の対策にそういうものが必要だと数多く寄せられたとき、一度検討してみたいと思っておりますけれども、これも保全施設への直接補助になりかねませんので、これは補助事業としては、ちょっと採用しにくいんかな、難しいんかなと現時点では思っています。

それから、林道沼谷線の改修でありますけれども。これについては、おっしゃるとおり何箇所か常時崩落しているところもあると、地元区長さんからもご要望をいただいています。これについては、清水行政局にいる職員が、週に1回は必ず点検を兼ねて回っています。崩落した場合は別として、常時週に1回、回らせております。それから、林道については、また何本か開通していきますけれども、切っただけで放っているの、崩落は必ず起こります。今回も実は補正で200万上げたんですけれども、実際には県の予算が5,000万ほど余ってまして、お前のところも200万持ってくれと、そしたらこの5,000万を全部つぎ込むということで、到底今回の災害においては200万とかそういうのでなくて、何千万とか要るのかなということ、今後もこういうことが起こるといふ想定の中で考えていかなあかなということをおもっています。

それから、林道三瀬川清水線、これは現在、延長9メートル、高さ5メートルが崩壊しております。ちょっとこれ災害では無理だという結果が出ておりますので、維持修繕で今後対応していきたいと思っております。

それともう1つ、清水行政局にあるマイクロバス。聞くところによりますと、もう16年経過していると。議員おっしゃるとおり、先日も急ブレーキ踏んだら座席がひっくり返って、もうちょっとでけがするんだったということを聞きました。これも何とかしなければということで今、協議しています。今すぐといきませんが、毎年宝くじの補助金といひますか、これをいただけるので、これへ何とかのせて買いかえられないか。これはある程度のいろんな要件

がございまして、これへ使うのに。恐らくいけるんと違うかなということであり
ますので、来年度にはその方向で進めていきたいなと思います。

次の藤並駅のホームの延長、当初からという話ですけれども、実はホームに
ついては、議員わかっていたかどうかわかりませんが、もうこれ前々から
約50センチぐらいの段差がありまして、これも堀江議員さんも2回か3回
このことについてもご質問いただいて、これも何とかせなあかんということ
でJRにお願いしても、なかなかしてくれません。段差についても何も藤並駅
だけじゃなくて、まだまだ方々のところがついているようであります。それで
今回、特急をとめるという中で、ホームの延長というのは必須条件でありまし
て、これもやっぱり町負担でやらなければいけないと理解をしています。

それから、特急を何本とめるのかということでもありますけれども、有田川町
の要望としては、上下6本ずつ、合わせて12本ということをお願いをしてま
して、先日も仁坂知事さんの方から、有田川町はこの有田郡の中核の駅になる
んやと、特急すべてとめてほしいという知事の署名でJRの方にも要求を出し
てくれています。いずれにしても、間もなく秋のダイヤ改正にあわせて決定し
てくれるんだと思っていますんで、この何本かについては、早急にJRと話を
詰めていきたいと思っています。

9両編成については、年間上り24本、下り21本通ってます。

それと、ちょっと飛ばして抜かったんですけども、後期高齢者医療制度につ
いて。これ来年の4月から実は始まるわけなんですけれども、県の広域連合と
しては、保険料の決定とか、そういうことは今作業中であります。後で担当課
の方から説明あると思いますけれども、いろんな問題点があると思います。国
保から離れて、今までやったら1回かけて、また国保かけて、またこういう高
齢者の——いろんな問題があると思います。これも先日の今回の解散を受けて、
この広域連合の国の方では見直さなあかんなあというような話もされています。

その中で、この広域連合の理事会というのが議会とは別にありまして、僕も
それに参加するんですけども、意見聴取とか各議会への報告、これについて
は今後、広域連合の方へ強力で申し伝えます。

それと各議会への報告ということですが、うちからも1名この議会へ参加し
てくれています。この議事録については、別に隠すものでもないんで、参加し
ている議員さんに言ってくれば、すぐ取り寄せられると思います。

以上です。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

後期高齢者医療制度について、町長の補足説明をさせていただきます。一部

重複するところがあると思いますけれども、ご容赦願いたいと思います。

まず1番目の、どのような制度で、問題点を把握しているかのご質問でございますが、まず制度について簡単に説明申し上げますと、平成20年度から現行の老人保健法が廃止されまして、75才以上の方、それから65才から74才までの寝たきりなどの方を対象に、後期高齢者医療制度というのが創設されるわけでございます。この医療制度の運営主体となるのが、県内30市町村が加入しております広域連合でございます。医療機関への自己負担でございますが、原則1割負担となります。但し、現役並みの所得がある方については3割負担となります。財源構成の負担割合でございますが、国・県・市町村の公費で5割、現役世代からの支援が4割、高齢者の保険料が1割という負担割合となっております。

保険料の賦課徴収につきましては、介護保険と同じように、後期高齢者一人一人に対して保険料を賦課徴収いたします。保険料の軽減措置でございますが、低所得者の所得水準に応じて応益保険料、均等割のことなんでございますが、7割、5割、2割の軽減措置がございます。それと、今まで扶養されていて保険料を負担してこなかった高齢者の方については、急に保険料が賦課されるようになりますので、緩和措置として2年間応益保険料を5割軽減することになっております。

また、保険料を年金からの天引きになるわけでございますが、介護保険と同様、年額18万円以上の年金受給者の方を対象に年金からの天引きを行います。但し、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合には、天引きの対象としないで普通徴収、いわゆる窓口で支払っていただくこととなります。

それから、問題点を把握しているかということについては、問題点というか、今までの制度と変わるところがございますので、高齢者の方が疑問を持たれたりするところがあるかと思えます。まず、新たな制度でございますので、今後、より一層の制度の周知が必要であると考えます。主なものとして、今まで保険料を支払っていなかった社保の被保険者、国保の世帯員であった方が自分で保険料を支払うこととなりまして、しかも年金受給者の方は年金からの天引きとなることでございます。町内で約8割の方が、年金からの特別徴収となる見込みでございます。それから、現行の制度では、老健の方は、国保税を滞納していても被保険証を発行しておりましたが、今後は、滞納すれば短期被保険者証及び資格証明書を発行するようになってきます。

2番目の、早急に保険料の試算額を出すよう働きかけられたいのご質問ですが、先日、広域連合会の方へ問い合わせをしたところ、広域連合では現在、鋭意試算作業を行っており、10月上旬を目途に試算額が算定されると見込ん

でいるとのこと。算定されれば、11月の広域連合議会に上程していく予定だと聞いております。

3番目の、保険料の引き上げ、減免制度と保険証を取り上げないよう働きかけを、とのご質問ですが、あくまで国の制度でございます。広域連合に対しては、幹事会等において、今後の保険料条例の制定等については、適正な制度となるよう働きかけていきたいと、このように思います。

4番目の、広域連合へ高齢者の意見聴取、各議会への報告、議会開催の傍聴と周知とのご質問でございますが、これについても広域連合の方へ問い合わせをいたしました。広域連合では高齢者の意見聴取については、高齢者に限った意見聴取ではないが、要望に応じて各市町村の関係団体等に対しての制度の説明会を実施して、その場で制度に対する要望、質疑等の意見聴取を行っているとのことでした。

また、広域連合議会に対して請願・陳情等を行っていただけたとのことでございます。各議会への報告については、町長も申し上げましたが、関係市町村選出の連合議員さんに対して会議録を送付しているとのことですが、会議録については、町議会の方へも送付するよう申し入れていきたいとこのように思います。

議会開催の傍聴と周知については、広域連合のホームページに議会の開催予定を掲載して、傍聴案内についても今後掲載する予定であるとのことでございます。また、可能であれば、市町村のホームページ等でも案内を出してもらえよう今後依頼をしていくとのことでした。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。再質問を行わせていただきます。

最後の、マイクロバスの更新については、よろしく願いしておきたいと思っております。

まず、災害対策から伺いますが、見舞金制度なりの創設については、総論的には賛成だけでも、実際進めるとなると、いろんな関係で事務量が大変だということなんですけども。しかし、全国の事例を調べてみたんですけどもね、結構やっぱりつくられていて、有効に活用されているという状況にあるんです。

例えば、これは調布市ですけども、農作物等災害見舞金の支給に関する要綱というのをつくってあって、この中で支給対象者とか明記されてあって、共济みたいなかたちで、どれくらいの面積があって、その面積当たりにはいくらかのお金をかけて出していこうという制度なんです。内容見ても、そんなに煩

雑な内容のものにならないものがあります。

それから、新潟市なんかでは、小災害の見舞金支給要綱というのをつくって、数万円単位の1人世帯から5人世帯、夏場と冬場に分けて2万円から5万5,000円とか、家の半壊、崩壊とか、浸水とかに対しても出すという、そんなやつをつくっておられますので、ぜひそういうのを見てもらいながら、ぜひ考えていただきたいなと思うんです。

私、じゃ、町のその制度にどんなものがあるかって改めて見てみたんですけども、町の場合、災害関係の条例とか規定というの、2つしかないんですよ。町長さんご存じですか。1つは知っていると思うんですけども、災害弔慰金の支給に関する、これは全国の市町村でつくっておられますけども、これなんか見ましてもね、実際災害を受けても、適用されるというのは災害援護資金の貸付なんです、これも。利息が年率3%いるんですよ。据え置き期間は10年あるんですけども、やっぱり利息も高いしね。これではなかなか利用しにくいなあというのが私の思いです。

もう1つは、総合災害補償規程というのがあるんですけども、これは社会教育の関係で出るもので、全然実態にあわないので、普通の災害については。だから、これではやっぱりいくら条例をつくっても、こういうものでは対応できないのが現実です。ですから、今、提案させていただいたことも含めて勉強していただいて、担当課と、ぜひ前向きに検討していただきたいなというように思います。

それと、共済のことも話をされましたけども。共済、この辺で言いますと、中部共済になるんですね。それで私、中部共済で調べてみたんですけど、どれだけ実績あるか。平成13年から17年、温州ミカンの共済と指定かんきつ共済。指定かんきつ共済というのは、八朔やネーブルとか清見とかですね。その実績を見ますと、平成13年で1戸平均が48万円余り、14年が21万、大体20数万の平均できてて、5年間の平均が27万しかないんです、出しているお金が。指定かんきつの方は平均で6万8千円しかない。だから、これもお金の額も少ないし、実績も少ない。

というのも、自分の園地の被害がいくら大きくても、自分の園地の被害だけでなく、その地域全体の畑に占める被害の割合がやっぱり関わってきますので、全体の被害が出ないと、こういう制度もなかなか活用できないのが現状だと思うんですよ。ですから、そういう点では、さっきから言っています点で、ぜひつくっていただきたい。それとあわせて、いろんな進めていく上で、災害が起こった場合、相談窓口をぜひその場に応じて早急につくっていただいて対応してもらおう、ということも提案しておきたいと思います。

その点、後で答弁いただきたい。

それから、プラットホーム延長の問題なんですが、町長さんにこういう資料を渡していると思うんですけども、見ていただけましたか。——それです。蛍光ペンで塗った所を見てほしいんですけども、そういう内容ご存知でしたか。どうですか。——初めてですか。

このプラットホームの延長、かさ上げは確かにしなければならないんですけども、今の特急のとまる本数ですね、だいたい上下6両編成で各6本ぐらい。それから9両編成は年間は何本とおっしゃいましたけども、これ計算しましたら、月にだいたい2回ぐらいなんですね、とまるのが。そういう点で言うと発着回数が極めて少ないということと、それから9両編成というのは6両と3両で来るんですね。6両目と7両目が移動できないということですね。なぜかという、途中で切り離して、例えば京都とかその辺へ行くように3両だけ別にしてつなげて走っているという、そういう仕組みになっているわけですね。だから、その短いのは分かるんですけども、でもその7両目を考えますと、今のプラットホームの長さで、例えば3両分の部分は十分僕は対応できると思うんですよ、計算したら。それをひとつ指摘しておきたい。

それから、町がこんなにもう向こうの言いなりで出すという問題で、ちょっと指摘しておきたいのが、その資料なんです。で、地方財政再建促進特別措置法の一部改正が出されたときに、自治省の財政局長が87年3月の通達として、「国鉄民営化後の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する地方公共団体の寄附金等の支出について、自治導第17号」というのが出されているんです。これは、自治体が国や公益法人等に寄付を強請され、または自治体側から自発的な寄付と見せかけるような負担をすることは、地方財政の秩序を破壊することから、地方財政再建促進特別措置法で寄付の禁止を明文化しているんです。つまり、民営化前の国鉄に地方自治体などが駅などの改修するお金を出すことを制限しているわけです。それが国鉄が民営化されても、従来からの経緯や衆議院、参議院の付帯決議等に鑑みて、禁止されていることの趣旨は、JRに対する寄附金等の支出に対しても継承されるという内容なんです。

わかりますか。だから、基本的に出したらあかんよということを言っているんです。自分とこでしなさいよという通達なんですよ。だから、このことは市町村にも常に示していると。だから、この趣旨のように考えれば、せめてプラットホームの延長予算ぐらいはJRと再度協議して、JRに持ってもらうべきではないかと私は言いたいわけです。

この点、町長さん、また後でご答弁ください。

それから、最後の後期高齢者なんですけども。私は、いろんな問題点があるということで指摘しておきたいんですけども。まず、保険料に対して、全国平均は月6,200円と試算していると思うんです。介護保険料と合わせて月1

万円近くのお金が年金から天引きされる計算になってきます。その中で、サラリーマンの息子などの扶養家族として入っていた方が全く要らんなんなのに、今度から別立てになりますから、こういう方々が即負担増になります。激変緩和措置があったとしても、それ以降になります。

それから、後期高齢者とか医療費が増えれば、自動的にこの保険料が引き上がっていく仕組みになっているという問題点です。

それだけではなくて、葬祭費や保健事業、こういうものを進めていくと、保険料で賄えということになりますから、実際の保険料よりもさらに高くなると。ある県の広域連合の説明では、国保並みに5万円の葬祭費を支給するとなると、さらに月額250円の保険料の値上げとなっていくと、こういうふうに指摘しています。

それから、現役並み所得者、夫婦2人世帯で年収520万円以上ある方は、こういう高齢者というのは公費負担の対象にならないために、本来持つべき財源の内訳として50%公費であるのが、こういう関係から46%に下がって、その分国保などの支援金からの負担率が40%から44%に増加していくということが出てきます。

それから、他の医療保険からの支援金ですけども。健康保険や国保から拠出されるために、0才であっても0才からも徴収していくことになります。

また、前期高齢者で年金月額1万5,000円以上あれば、来年から国保税の年金から天引きしていくと、こういうことも入っています。滞納すれば保険証を取り上げられるということも、さっき説明ありましたが。

それから2つ目に、医療の制限というのが出てきます。後期高齢者というのは、医療の特性に関することが多いので、医療を制限していくと。診療報酬の包括払い化。定額制にして。今は出来高払い制ですからちゃんとなっていますけども、これが包括払いになると、1カ月の治療費がいくらと決められますから、超えた部分は病院の持ち出しになり、結局、高齢者は病院から追い出されることになっていくと、こういう大きな問題点もあります。

それから3つ目、基本健診は努力義務。従来 of 老建では基本健診はきっちりとやっていたけども、来年4月からは廃止されます。ですから、今後は各広域連合の判断による努力義務になりました。これも問題点です。

それから、世代間の分断のしかけ。現役労働者が支払う保険料は、現役世代の医療費に使われる一般保険料と高齢者医療支援に使われる特定保険料に分けられます。給与明細などにこういうことが示されることになりますから、高齢者医療に使われるお金を目に見えるようにして、現役世代と高齢者を分断させ、高齢者の負担増や医療内容の劣悪化をやりやすくしようとする内容になっています。

このように、いっぱい問題点が出てくるわけです。そういうことにならないように、僕はこういう制度は中止、もしくは凍結すべきだと思うんですが。保険料を高くしない設定のことで、これは制度の趣旨から仕方がないという答弁でありましたけども、例えば収入の仕組みを考えたら、県補助金や町補助金や広域連合補助金からも出すことになっていますから、この部分を増やせば、保険料を低く抑えることができると私は思います。

それから、減免制度は今考えられているそうなんですけども、ぜひ働きかけていただきたいというふうに思います。

今の点で、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

農家の見舞金制度については、もう一回いろんな事例調べて、検討させていただきたいと思います。

国鉄の今の法律、僕も知っています。これJRだけでなくしてですね、道路公団にもこういう法律が適用されます。この藤並駅については、何ら問題ないと考えています。

○議長（亀井次男）

住民課長、星田君。

○住民課長（星田仁志）

保険料については、ただいま広域連合の方で試算しておりますので、その結果を見て判断していきたいと思います。基本健診の方も、広域連合でも、まだはっきり決まっておりませんが、やっていきたいという考えであると聞いております。ただ、実際お金を広域連合で出して市町村に委託するとか、そういうふうなかたちになっていく可能性があるかなと思うんですけども。

それと、保険で受けられる医療が制限されるんじゃないかという質問だったと思うんですけども。制度的には、医療の制限をかけていくということではございません。例えば、病院の都合で何カ月か入院した後、退院しなければならないっていう、それは病院が勝手に、悪く言えば儲けを考えてやっていることであって、制度的には退院しなければならないというようなことにはならないと思います。

それと、高齢者人口が増えれば、後期高齢者の負担割合が自動的に引き上げられるのではないかということですけども。まあ、負担割合については、先ほども申しましたように、公費5割、現役世代の支援が4割、高齢者の保険料が1割と決まっております。高齢者人口が増えても、この負担割合は変わりません。保険料には確かに反映されていくわけですが、高齢者

人口が増えれば、個々の保険料でなく全体的な保険料が増額というふうなかたちになってくるかと思います。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

増谷です。最後の質問させていただきますが。

後期高齢者医療については、住民課長さんのその認識は、やっぱりちょっと甘いと思います。絶対に上がってきます。間違いありません。見といて下さい、絶対に上がってきますから。

町長さんに再度伺いますが、プラットホーム延長の予算化の問題ね、問題ないって。私が言いたいのは、結局、今、ほんまに財政が大変になってきて、数万円の補助金すら削ってきてね。清水なんかでは町道の維持修繕すら、なかなか思うようにつけてくれないということが地域審議会で見られるわけですよ。そんな中でね、延長せんでも、今のかたちで9両編成がとまれるし、降りられるし、十分対応できると。ただ、かさ上げはせんなんで。そういうことの中でね、JR側の中で、むげに受けていっていいのかという、姿勢の問題なんです。だから、こういうふうに国会の中でも問題になって、あんまりそういうことはよくないですよと指摘しているんですよ。そこをしっかりと踏まえて協議してほしいんですよ。再度、僕は協議すべきだということに思っています。

もう一回指摘しておきますが。これは86年、ちょっと古いんですけども、衆議院予算委員会でこういうふうに出されています。「今まで自治体が全部持たされたりしたので、地方財政再建促進特別措置法の規定ができた。国鉄の駅舎をつくるのは国鉄がつくるのが原則。ただ、地方団体の利益がある場合には認めている。そのときにも全部が全部地方が持たなければならないという理屈はない。国鉄の営業に関するものまで地方が持つというのは筋が違う。さらに民営化したのだから、当然自己の最大限の努力をすべきである。JRは他の民間鉄道以上の固定資産税の特例も設けている。地方団体の財政負担ありきは当然という発想、そういう体質をまず変えていただく必要がある」ということなんです。ですから、新駅の建物はJRの資産にもなるわけですから、その上で営業成績を上げるために使われるわけですから。今、民間は民間に任せよ、官から民へとよく言われますけども、これは逆行しているのではないかと私は思います。そのことを指摘して、町長の認識を伺って終わりたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

藤並駅についてはですね、何か、清水の道を放って吉備だけいい目している

というような発言ですけれど、これやっぱり有田川町の町民がですね、等しく町の玄関口として発展をしてほしいという中で、改造も多額のお金をかけてやらせていただいています。

それで、エレベーターを今回2機つけるわけなんですけれども、私としては、町民の要望に応じて駅の改築になるよう進めてきたつもりであります。やっぱり、特急をとめてもらおうと思えばですね、ある程度JRの意見も聞き入れなければならないし、その中で決断したことで、とまれば町民のみなさん方が喜んでくれると信じてます。

○議長（亀井次男）

以上で、増谷君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時12分

再開 14時39分

~~~~~

…………… 通告順7番 1番（尾上武男） ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

続いて、1番、尾上武男君の一般質問を許可いたします。

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、防災対策について質問いたします。私は3月議会でもこの問題を取り上げて質問をしておりますが、また違った面からでも質問をします。

東南海・南海地震が起こると予想されておりますが、昭和19年に東南海、21年には南海地震が起きております。また、水害では28年に起こっております。あれから既に50～60年が過ぎ、災害は忘れたころにやってくると言われております。いつ起こっても不思議ではありません。災害に対しては、町はどのような対策をしているのか、次の5つの点についてお伺いいたします。

まず第1点目に、住民に対して、どのような防災学習や訓練を指導しているのか。各自治体との協議などを行っているのか。

2点目として、危険箇所のマップを作成しているのか。例えば、土砂災害箇所、地震による危険地域の把握など、どのようにしているのか。

3つ目には、各戸の耐震補強と家具その他の転倒防止への支援、特に一人暮らしや老人だけの家庭、障害者のいる家庭に対して、どのように支援をしてい

くのか。

4点目に、旧町間の消防団の出動エリアの見直しについて、特に隣接する徳田・吉原、丹生・庄、金屋・徳田、岩野河・栗生などの、お互いに協議ができているのか。消防団は、有田川は1本になっていると思いますが、どうなっているのかお伺いします。

最後に、避難箇所の整備についてであります。このことについては、3月議会でも質問をしておりますが、避難箇所の耐震補強などの調査をしているのか。

以上の5点について、質問をいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

尾上議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の住民への防災学習と訓練でありますけれども。

おっしゃるとおり、東南海・南海地震が、ここ30年以内に極めて高い確率で起こると言われています。防災におきましては、毎回毎回、言っているとおり、今後、住民の皆さん方の意識というのが極めて重要なことだろうと思います。自分たちの地域は自分たちで守るという自助意識が、防災時の被害をできるだけ軽減できる方法の1つであると考えてます。また、災害時におきましては、地域において、町や公民機関等、また隣接地域等と協力し合いながら助け合う協働ということも不可欠であります。こういったことなどを平常時において地域で話し合ってもらうこと、また、それぞれの関係機関が親密に連絡を取り合うことを目的としまして、自主防災組織、これは全部の区にはできていませんけれども、もう現在、かなりの区が立ち上げてくれております。また、地区役員とか消防団、消防本部、消防関係機関の方々の合同による学習会的なものを本年度中に開催したく思っています、今準備中であります。

また、危険マップの作成、土砂災害、地震による危険地域箇所の把握ということでもありますけれども。防災マップにつきましては、合併前の町において作成しています、各戸へ配布をした経過もございますが、有田川町の防災マップにつきましては、町の面積が非常に広大ということもありまして、地域防災計画の策定の中で、今後検討していきたいと考えています。

また、土砂災害地震による危険箇所の把握につきましては、現在和歌山県が公開しています和歌山土砂災害マップと、地震安心まちづくりナビ等によりまして、土砂災害危険箇所が地図上で見えるようになっています。大きなエリアの情報としましては、こういったものを活用していかなければならないと思いますけれども、実際、地震等の災害が発生した場合には、どこの家が倒壊の危

険があるのか、一時避難するには、どこへのルートを利用すれば安全なのか、また安否の確認が必要な方はどなたなのか等々といった細かい情報につきましては、やはりその地域の方々に頼らなければならないというのは現状であります。そういったことから、これから各地域の詳細を、地域の住宅地図などに落とししてもらい、自ら日常から災害時に備えて話し合いをもってもらおうとした図上での訓練の方法や必要性なども、先ほどの学習会を通じて推進徹底をしていきたいと考えています。

各戸の耐震補強と家具その他転倒防止への支援でありますけれども、阪神淡路大震災での死因の8割が家屋や家具の倒壊等による圧死によるものと報告されていることから、将来起こりうる東南海・南海地震の災害を軽減するためには、耐震と家具等の転倒防止対策が不可欠であると考えております。建築基準による耐震強度の見直し前である昭和56年5月31日以前に着工されました木造住宅につきましては、国・県・町が費用を負担する耐震診断事業や、簡易な耐震診断チェックシートなどの活用により、我が家の危険度を知ってもらうことが必要であり、耐震改修に向けては、県と町が実施している耐震改修事業や住宅金融支援機構等の融資制度などの活用の推進もあわせて行っていきたいと考えています。

また、家具の転倒防止策につきましては、簡単にできることも多く、また費用もあまりかかりませんので、これも学習会等を通じて住民の皆さん方に認識の徹底を図っていきたいと思っています。

それから、旧町別の消防団の出動エリアの見直しについてでありますけれども、現行の火災における消防団の出動態勢につきましては、旧町の出動態勢を基本に、その隣接する地区につきましては、これを知った団員は、上級団員に連絡し出動することとなっております。火災の規模や現場の状況によりましては、多くの団員と資機材を必要とする場合と、逆にそうでない場合があるため、指揮命令系統を含め、それぞれの状況を十分検証した上で、出動態勢を検討していく必要があると考えております。

先の徳田地区の火災におきましても、吉備支団の御霊支部が出動しましたし、隣接の金屋支団の金屋班と吉原班の火災を知った方々も協力を駆けつけてくれております。できるだけ詰所で待機してもらって、支団幹部が情報収集のため現場へ向かうといった態勢も行われております。消防団の出動エリアの見直しにつきましては、町防災行政無線での放送態勢の整備も関係することから、消防団とも十分に今後協議しながら、検討していきたいと考えております。

それから、避難箇所の整備。現在、町の避難設備につきましては、合併前の避難施設63カ所を引き続き指定しているところであります。これに加えて、JAの新しい共選、それから有田中央高校の体育館も避難民が使っていただき

たいということで、これも入れさせていただいています。避難施設の指定につきましては、学校を中心に公民館等々を指定しておりますけれども、学校施設につきましては、耐震診断に基づく耐震補強の工事も随時行われておりまして、耐震化も進んでおります。

また、避難される方々の中には、寝たきりの方やいろんな障害を持った方もたくさんいらっしゃる事が考えられます。そういった方々の避難態勢、受け入れ先等の確保などは、それぞれの関係施設や関係機関と協議や連携をしながら、安心できるようソフト面の整備も考えていきたいと思っています。大災害になりますと、どうしても公^{おおやけ}だけでは対応しきれない部分がありますので、いつも言っているとおり、やっぱり地域住民の防災に対する意識というのが今後ますます大事になってくると思いますので、ご指摘のとおり、今年度中にいろんな機関と連携をとりながら、各地域で防災の学習会を展開していきたいと思っています。

○議長（亀井次男）

1番、尾上君。

○1番（尾上武男）

この中で、特に3点目の各戸の耐震補強と家具の転倒防止の件ですけれども。清水地域や金屋の一部の地域では、限界集落というのが多くなってくると思われれます。そういうところであれば、やはり家庭だけではそういう工事というんですか、家具の転倒防止の作業もようしないと思うんで、やっぱり住民が一丸となって、そういう家庭を助けていくというような方法をとっていただきたい。そのためにも補助金が出せないものか。

また、土砂崩れや山津波によって陸の孤島になるところもあると思います。そういうところには、どういう救助活動をするのか。

また、最後の避難箇所でございますけれども、耐震補強ができていところはいいと思うんですけれども、公民館の中でも、まだ古い公民館があると思います。そういうところはどのようにしていくのか。

それだけ答弁をお願いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

この耐震補強につきましては、補助制度というのは、耐震検査もあるけど、なかなか申し込む件数が少ないし、県にも、改築に対して何十万かという補助もあります。これもなかなか申し込みが少ないという現状があります。そういうことであります。おっしゃられるとおり、大きな災害が起これば孤立する村、必ず出てくると思います。やっぱりそういったことも踏まえて、もう一度さっ

き言うたように、地域で学習会を徹底して、その地域に本当に避難場所がないのであれば、また再度検討していきたいと思います。

みんなで協力してやれば、必ず地域は守れると思いますので、まず地域の住民の方々に防災意識というのを持ってもらうということが大事でありますので、いろんな面を含めて地域の方々と学習会の中で今後話し合いをしていきたいと思ひます。

○議長（亀井次男）

以上で、尾上武男君の一般質問を終わります。

…………… 通告順 8 番 17 番（坂上東洋士） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、17番、坂上東洋士君の一般質問を許可いたします。

17番、坂上君。

○17番（坂上東洋士）

それでは、議長の許可を得ましたので、17番議員、一般質問を行いたいと思ひます。

私は今回、道路整備の促進と現状についてと題しまして、旧清水町内の各路線の、いわゆる現状報告と今後の見通しについて、このようにしてお伺いをするのでございます。

私は先般、室川口日光線——町道でございますが、これは林道で開設をいたしまして、これは何十年とかかったわけでございます。今、井谷の口から山の家しみずへ行っている道でございますが、先般も地域の皆さん方からお話がございまして、たいへん道路の狭い所がございまして、そこで2名の方が車ごと落ちたような経過もあるそうでございまして。ところがガードレールつくりにしたらよけい狭くなると。こういうことで地域の方々は、そこの岩盤でございますが、既にもうそこの地主さんに早くから了解を得まして、いつでも協力をすると、こういうことであるので、何とか早急にできるように骨折っていただきたい。こういう申し出がございました。

私も清水行政局の担当課長にも一回見に行つてやってくれと、こういうことを申しまして、見に行つていただいておりますものと思つてございますが。まあ何せ、地域の皆さん方にとりましては、7～8件の部落でございます、しかし生活道路でございまして、毎日毎日通わなくてはならんという方にとりましては、やはり危険を伴う道は何としてでも早く直してほしいと、こういうことは町長もよく理解をしているものと思ひますので、どうか一回足を運んでいただきまして、早急に何らかの具体的な方向性を見出せるようにお骨折りをいただきたいと思ふのが、まず今回の道路問題についての基本的な理由でございます。

それから、私思いますのに、あと林道網の整備で思うところは、今、全体的に見ますと、旧清水町内、林道もたいへん多くついておるわけでございますが。旧五郷地域の二沢、北野川、そこから向こう下湯川の倉谷道路、この道をつけますと、だいたい旧清水町内の林道網の整備ができるのではないかとということ、当時の清水町議会でも申したわけでございますが。もちろん、地主さんとの協力関係がございませんと道がつかないわけでございますが。あと私どもの方で言いますと、長峰山脈につきましては、沼から楠本に通じる道等々とか、沼谷また板尾へ続く道とか、だいたいできておると思いますので。この林道網の整備につきましては、今産業課とありますが、できるできないは別として。全貌から先ほども申し上げましたが、旧五郷地区の北野川、それから湯川の地区へ抜ける道、これも研究に値する課題だと思しますので、どうかご検討を賜りますように、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それから、地域で言われておりますことは、県道美里龍神線でございます。下湯川の道が、いわゆる湯子川の奥から今、橋がつきまして、長い二車線道路ができておるわけでございますが。これが、今の先ほど来から言うてます公共事業のストップと申しますか、そういうお金がこないという状況の中で、どういように今後なっていこうとしておるのか。トンネルを抜くということでございますが、どんなかたちになって今後展望が明らかになっていくのかということ、この際お伺いをいたしておきたいと思うわけでございます。

それから、清水上湯川線につきまして、これは林道でございますが、県代行で行っていただいたものでございます。これももう十数年かけまして、やっと舗装を完了しますと、清水から笹の茶屋まで通じるわけでございます。これも先の建設課長が今春退職したわけでございますが、「まあ、とよっさん、あれも今年になったらだいたいつくと思うよ」ということを聞いておったわけでございますが、果たして今年度中に完成できるのかどうか。この見通しについても、どうか町民の皆さんにわかるように、明らかにしていただきたいと思うのでございます。

それから、県道金屋境川線、これは昔、楠本の今北さんという区民がございまして、その上^{かみ}でいわゆる崩壊がございまして、亀裂が入りまして、大きな工事をしたわけでございます。その際に、そこがもうストップいたしますと、上^{かみ}から下^{しも}へ、下^{しも}から上^{かみ}へということはいけないので、いわゆる金屋境川線、これもまあ拡張するということで、やったわけでございますが、何せ予算がついてくるのが少ないんでございまして。僕らは、地域で言いますと、町道的な性格では、ここを何とかして、やはり町長に力を入れていただきたい。これが地域の住民の皆さん方の熱い思いかと思っております。そういう意味からも、この路線、たいへん重視をしていただきたいと思うのでございます。そういう意

味におきますと、県会議員の皆さん方にも十分その点をお話をして、我々からも連携をとって強力に推進していくように、またお願いもしていきたいと考えておりますので、どうか町長ほか担当課長におかれましては、十分県とも通じ合いやっけていただくようお願いを申し上げておきたいと思うのでございます。

先ほどから、国道480号の件につきまして、同僚議員の前勢君からもお話しあったと思うのでございますが。秋篠宮妃、紀子さんのおじいさんは板尾出身ということもございまして、そういうかたちで何とかあの路線うまいことしてくれないかというような、もう亡くなりましたが、元の川原町長もそういう気持ちで、国や県それから代議士のそういうこと、本当に直接行ったわけでございまして。ひとつまあ、そういう点も含めて、この国道480号、先ほども言いましたが、宗祖弘法大師1200年祭も行われるのが間近でございまして、そういう点をあわして。妃殿下の、ましてや悠仁親王殿下が1歳になりまして、この去る——日にち等忘れましたが、あらぎ島へ青年の有志諸君が竹を切りまして、1600本灯籠をして、テレビ和歌山を初め報道機関の皆さん方にもお世話になったことございまして、そういう意味からいたしましても、やはりそういうこともひとつのお話をするのが、またいいんではないかと思うのでございまして。一度まあご検討賜りたいと思うのでございます。

したがいまして、今言いましたのは、いろいろと旧清水町内にありますところの道の問題について、今後ともお忘れなく、十分気にかけていただきまして、促進に力を注いでいただくように、町長以下担当課長をお願いを申し上げる次第でございまして。

それから、聞くところによりますと、日光神社へ遊歩道をつける、そういう事業ができるらしいなということを行政の方から聞いたわけでございまして、これもそういう方向であるならば、たいへん幸せでございまして、そういうことも含めて一度わかっている範囲で、町長並びに担当課長に現状の町内における道路、そういう施設の、いつから始まって、いつで終わって、どうする、という具体的な回答を要請させていただきたいと思うのでございます。

どうか、よろしく今のところをお汲み取りいただきまして、ご回答賜りますように心からお願いを申し上げる次第でございまして。

それでは、私の質問をこれで終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

坂上議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

道路整備の促進と現状についてということで、まず第1点目、清水地域内の各路線の現状報告と今後の進み方ということであります。

19年度の清水地域の町道・農道・林道の事業は、町道で押手臼谷線改良工事ほか3件、これで2億4,900万円、農道は、大蔵地内の橋爪農道新設工事1件で、19年度は6,000万円の予算がついています。林道については、開設工事で林道三瀬川清水線開設工事ほか2件と、舗装工事で清水上湯川線舗装工事ほか2件の、2億8,103万7,000円計画をしております。全部で19年度5億3,603万7,000円を見込んでおります。20年度からの、これについての工事費は9億2,000万円余りで、22年度にこの路線の完了をしたいと考えています。今後の計画につきましては、町道、林道とも2線ほどずつ話がありますが、まだ今のところ具体的に計画まで至っていないのが現況でございます。

また、町道・林道の距離のある2舗装路線が4線ほどありますので、これについては順次計画をさせていただく予定です。

それと国道・県道につきましても、未改修区間が相当あります。480号、先ほどからも前勢議員ご質問のとおり、7年後に高野山の始まって1200年祭という大きな行事を控えている中で、ぜひそれまでにバスが通うような道をつけられるように、最善の努力を今後も重ねていきたいと思っております。先般も、清水の区長さん方の要望がありまして、480号も実際見に行かせてもらいました。その中で、県が予算もつけて、これならやれるという所も若干ありましたが、ここは残念なことに用地がまだ解決つかんという箇所も2~3カ所ありました。やっぱり用地の解決というのは、今後、避けては通れない道でありますので、地元の方々にも、この用地の協力先については、今後ご協力を賜りたいなと思っております。

それから美里龍神線、これにつきましても、鋭意いろいろとさせていただきますけれども、上湯川から龍神まで、これも県へこの前行った中で、これを開通させるには400億円ほどいると。現在、軽も通らないような道であるんで、なかなか上湯川から龍神間については、非常に今後難しいのかなと考えてます。ただその中で、下湯川と上湯川を結ぶ道については、もうかなりよくなっています。もう既に、手前と奥とトンネルを抜くべく県が工事を大方完了させてます。その中で、やっぱりこれは今まで投資をした経過からみても、ぜひ抜いていただきたいということも要望してはいますが、今後さらに、このトンネルについても強力に県に働きかけて、1日でも早く解決できるように努力をしていきたいと思っております。

それから金屋境川線につきましても、若干でありますけれども、今年度も立石、それから谷地区に5,000万ほどつけてくれています。これも毎年のように継続的につけてくれていますので、これも途切れることなく今後、少しでも前向いてできるだけ早くつけるように、これも県に働きかけていきたいと思

っています。

それから日光神社の遊歩道については、完全にできると聞いています。これは僕も詳細についてはわかっていませんので、担当の課のほうで答えさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

清水行政局長、保田君。

○清水行政局長（保田永一郎）

町長の補足答弁いたします。

ただいまの歩道ですけども、去年から県営で5,000万を充てていただきましてやっています。今年度完成の予定です。笹の茶屋の展望台の所から日光神社まで、日光神社から林道上湯川線まで、歩道で整備されるはずです。ご期待ください。以上です。

林道清水上湯川線の舗装です。建設課から言えばいいんですけども。来年度、20年度で完成します。

以上です。

○議長（亀井次男）

17番、坂上君。

○17番（坂上東洋士）

ほんまに力を入れていただきたいと思います。

先ほど言いました県道金屋境川線、谷・立石等々で5,000万円ついたら、こういうお話でございます。これ本当に金がないのは、いたし方ないんやけども。この人らはこの人の所でやっていただいたら、これもうしてもらわな困るんですが。我々は、あそこの所でまた崩壊が起こって、遮断されたら、金屋へ通って行く道から言えば、和歌山から回るか、それから、今言う深谷を通って行く道で三瀬川へ通って二川へ出るか、そういうことになるんですが。なかなか三瀬川も今言うたように、まだ道が細いところがございまして、危ない所がございまして。それで、前のときにちょうど、その経過から申しますと、境川の土砂を捨てなきゃならんということと、こと大変になりまして、境川も口までは割とええ道になったんですが、峠を越えて日物川へかかると、たいへん狭隘でございます。そういう意味からして、何としてでもバイパス的な観点からすれば、清水の奥にいる者としては、何とか早いことやってもらいたいし、地域住民にしても、これはたいへん前々からの念願でございますので、どうかそういう意味におきまして、今後ともお力添え賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

それから、もう1こ。町長、一回見てほしいんですけど、先ほど言いました、私、地域の部落から考えますと、あそことあそこと7～8軒、歩かないかん部

落でございませう、室川という所は。しかしまあ、その方々にとりましては、毎日おかずを買いにくる人も、向こうに店はございませぬので、森谷さんそこへ買いに行くか、清水まで来るか、スーパーへ来るんか、こちらまで来るのか別として、必ず通るわけございませう、先ほども言うたとおり、2人ほど落ちたらしいんです。これはまあ、人身事故がなくてうまいこといったんですが、ほいや落ちるさけってガードレールをしたら、道がよけい狭くなる。ほいで今岩盤のところはちょうどこうありませう、そこを取ってもええというふうには地主の了解を得ていませう。したがって、何とかそれはまあ、今清水から護摩壇へ上がるのにええ道、来年度で全部。今でも行けるんですけど、舗装は未舗装の所もございませう、だいたい今、山の家へ行く方々も、その井谷の室川口から入って、毎日通っておるわけございませう。

一回、いくら要るんかは僕は技術者でないんでわかりませぬが、まあ言うたら、そのお金から言うて、効用率というんか、そういうことから言えば、大変あれやと思ひませうけど。言ひたいのは、小さい部落じゃけって放ってええんか。皆それぞれ住むのは、小さい部落であろうと大きな部落であろうと、その人たちが安心して住める町にするのが町長の願ひではないかと思ひわけございませう。どうか、そういう意味におきませう、一回、現地調査もしてやってほし、そういう願ひでございませうので、何とか近い将来に展望が明らかになるように、お骨折りをいただくことを願ひ申し上げませう、私の質問を終ひたいと思ひませう。

それだけ町長一回、答弁してよ。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

坂上さんの質問にお答へしたいと思ひませう。

私も選挙のときにですな、清水地区各戸4,000軒ほど全部回らせていただきました。その中で、まだまだ詳しく覚えていませぬので、近々、一回現場を視察させていただきたいと思ひませう。

（「ありがとうございます」と坂上議員、呼ぶ）

○議長（亀井次男）

以上で、坂上東洋士君の一般質問を終ひませう。

…………… 通告順9番 15番（浦 博善） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、15番、浦博善君の一般質問を許可いたしませう。

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

ただいま、議長の指名を得ましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問に先立ち、本日はお忙しい日にもかかわらず、大勢の皆さまに傍聴に来ていただいたことは、町民の皆様の町行政への関心の高さと思い、私議員としては身の引き締まる思いであります。また、日ごろから開かれた行政、住民参加の行政を期待しております私としては、非常に心強く、うれしく思っております。朝から長い時間となり、お疲れのことと思いますが、あとしばらくの間、よろしく願います。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、清水地域にあります3カ所の出張所の件についてであります。この件につきましては、本年の第1回定例会における議案審議において、私は、「住民サービス向上のためには、現在よりさらに機能を充実させていくべきではないか」と質疑したところ、町長より「地域の方々と十分に相談をしながら、必要であれば置いておくべきであろうと考えている」との答弁をいただいております。

町長もよくご理解のことと存じますが、当町の面積は約350平方キロメートルとたいへん広く、東西に細長い形状となっております。その西の端に本庁舎を置く我が町では、分庁舎や行政局を設置していても、過疎地域で暮らす住民にとっては、まだまだ役所は遠い存在となっております。また、高齢化が進む山間地域には、交通手段の少ないお年寄りが大勢暮らしており、その傾向は、ますます顕著になってくると考えられます。

そのような状況の中で、清水地域に存在する3カ所の出張所及び連絡所の持つ意味は非常に大きく、地域住民の方々にとっては、たいへん重要な施設となっております。しかし、また一方では、「利用しにくい」とか、「不便になった」との声も聞かれます。その問題点としては、窓口業務はできても、それ以外の話になれば、庁舎か行政局まで出向かなければならない。また、前回の選挙のとき、「期日前投票ができなくなった」などの意見を聞いております。

窓口業務としては、住民票や戸籍の交付、保険証の交付など、さらに機能強化に努めている当局の取り組みを知り、たいへん嬉しく思っております。また、すべての業務について、出張所や連絡所の職員で対応することは不可能であることは十分理解しております。そこで、私の提案といたしましては、すべての出張所及び連絡所と庁舎や行政局とを光通信で結び、大型のモニターを備えたテレビ電話により、遠くにいる担当職員と直接住民が話ができる設備の設置を求めるものであります。電話だけではお互いに意思が伝わりにくく、また担当者の顔が見えないなどの不安があります。大型モニターを備えたテレビ電話で

あれば、書類の書き方や図面を用いた説明なども容易に行われ、またお互いに顔が見えるためコミュニケーションを高めていく上では、非常に有効であると思います。

期日前投票については、私の聞いたところ、合併前までは出張所でもできたと聞いています。住民サービスと投票率の向上のためにも、ぜひとも復活させるべきであると考えます。

よりよい住民サービスを提供するためには、各出張所のあり方を見直し、設備の充実を図っていくことが重要であり、状況によっては清水地域だけでなく金屋地域の山間部にも設置の検討をしていく必要も出てくるのではないかと考えます。

出張所についての取組について、私の提案事項とあわせて執行部の考え方をお聞きします。

次に、国道424号の海南方面への整備促進についてであります。

先ほど、9番議員からも同様に質問があり、町長からも関連事項としての答弁がありましたが、私からも確認の意味も込めまして、再度質問させてもらいたいと思います。

既に町長からも報告がありましたように、五西月地区の住民で結成されております国道424号改良促進委員会において署名運動が行われ、有田川町で約9,000人、海南市側で約1,000人の署名が集まり、去る9月11日に五西月地区及び海南市の住民代表の方々と、中山町長を初め、6名の県会議員様とともに、約1万人の署名を添えて、仁坂県知事への陳情が行われました。同席いただいた町長からも「現在、当町の修理川地区で行われている国道改良事業が終わり次第、その事業をそのまま五西月地区に投じてもらいたい」と要望をしていただき、当委員会の役員をさせていただいている私としては、非常に力強いものを感じました。

地元委員会はもとより、町長初め地元県会議員様からも、この国道の重要性を説明していただき、早期改修の必要性を訴えていただきました。その結果として、仁坂県知事に十分な理解を示していただきましたことは、署名をしていただいた1万人以上の皆様と、関係各位の皆様の強い気持ちが通じた結果と思いい、心より感謝しております。

国道424号は、和歌山県の中央部を縦断し、関西国際空港へと通じる県の第2基軸であり、国道42号線の迂回路としての重要路線であります。当町から南方面への改修はほぼ終わり、今は修理川の改修が急がれている状況であります。しかし、北に向かつての整備は非常に遅れており、特に今回陳情しました、五西月地区から海南市間については、大型自動車の通行が不可能な状況であります。このような状況のもと、今回の署名運動は、地元の促進委員会が主

となり、海南市側の南野上地区連合自治会の協力を得て実現できた運動であります。町の境を越えた沿線住民が協力し合って、国道の整備促進を訴えてきたものであり、非常に価値のあるものと思っております。

町行政としても、海南市との改修促進協議会を設立し、継続して陳情をしてくれていますが、さらに範囲を広め、国道の沿線であります岩出市や紀の川市、紀美野町とも連携をとり、より強力に運動を展開してはどうかと考えます。有田川町だけでなく、和歌山県全体の発展のために欠かすことのできない重要路線を、より早く改修・整備するため、現在の状況と執行部としての今後の方針をお尋ねします。

最後に、地籍調査業務について質問いたします。

私は、今までにも様々な方面から地籍調査について質問をしてまいりました。それは、私自身が測量士の資格を有する測量業を営む者としての専門家としての立場から、地籍調査の重要性と難しさを理解した上で、早く確実に業務を進めてもらいたいという気持ちからであります。清水地域については、あと40年くらいかかるということではありますが、高齢化が進む山間地域の状況を見ると、余りにも長すぎる期間であると考えます。

金屋町の時代においては、住民から事前に境界杭だけでも設置しておきたいとの申し入れがあり、産業課・地籍調査課・森林組合などが連携し協力した例があります。このように地域の事情をよく知っている方々が健康なうちに、少しでも境界杭を設置しておく手立てがないものかと考えます。

また、せっかく地籍調査を行っても、境界が未確定のままになっている箇所が多くあると聞いております。地籍調査の目的の1つに、公共事業の円滑な推進があると聞いています。公共事業を行うに当たっては、用地の問題は大きな要因であり、地籍調査の状況は、公共事業の実施に向けての重要な判断基準になってまいります。境界の未確定の箇所が多く残っている地域においては、用地買収が困難であると判断されることは言うまでもないでしょう。地籍調査を実施する以上、未確定箇所は絶対残さない覚悟で臨まなければなりません。境界は個人の間で話し合い、決める事であり、行政の立ち入る問題でないと思われるかも知れませんが、事業の趣旨や影響してくる様々な要件を地権者に時間をかけて説明していくことにより、解決していく例が多くあります。

地籍調査業務についての現在の進行状況と筆界未定の割合を旧町別に示していただき、今後の進め方と筆界未定の箇所についての対応策について答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

浦議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、出張所の問題でありますけれども、議員ご指摘のありました、合併前まで期日前投票してたと言うけど、これはもう、していなかったと聞いています。出張所において、期日前投票は合併までしてたのにという質問でありますけれども、してなかったようであります。

この地域につきましても、五郷、二川、それから安諦出張所のある地域の住民、あるいはその近辺の住民とも地域懇談会の中で——これ実は合併協議会の中では近い将来廃止の方向で向かっていくということで聞いてますけれども、そのことも議題の中で出まして、住民の皆さん方が真に必要なんだったら、そんなに無理に閉めないよというお返事をいただきました。まあ、実際ですね、あんまり利用度が高くないというか、何でもというほど現在のところ使っていない地域もあるわけでありまして。今後、閉鎖については、地域の住民方とも話し合いをしながら、必要とあらば当分残す方向で考えていきたいと思っております。

それから424号、先日も地域の議員さんと1万何がしかの署名を持っていて、浦議員さんもお同行いただいたと思っております。その中で知事さんも、「とにかく私も一回見に行く」というような返事もいただいております。ご承知のとおり、424号につきましては、19年度でも16億円つけてくれています。まず、トンネルの話もありますけれども、そこへ行くまでに、まだまだやっつけなければならぬこと。まず小川バイパスを完成して、それに橋をかけなければ、前の話というのはなかなか進みにくい部分もありまして、まずこちらへ今後全力投球した中で、修理川バイパスも、平成23年度に終わるということでもありますし、その予算についても424号へ継続していただけるように、今後、国・県に強い要望をしていきたいと思っております。

それから、地籍調査の現在の進捗状況について、どんなもんかというご質問でございます。

これ19年の3月31日の現在において、吉備地区は88.9%、金屋地区は31.6%、清水地区は18.9%でございます。有田川町の合計面積は102.6平方キロメートル、進捗率は30.98%でございます。町全体の進捗率は30.98%。事業完了までに、経過年数につきましては、吉備地区につきましては平成20年度、来年度中に現地の調査が完了いたします。それから金屋、清水地区につきましては、現体制において未調整面積と年間平均実施面積で算定いたしますと、金屋地区ではあと28年、清水地区では35年を経過する計算になります。今回も吉備がもう終わるということで、地籍調査課を金屋庁舎の方へ移しました。余った人数をできるだけ投入してですね、1年でも前倒しのできるような方向で地籍調査をしてまいりたいと思っております。

それからご指摘のとおり、筆界未定、たくさんあります。吉備地区3万4,758筆中839件、金屋地区は3万384筆中607件、清水地区は9,348筆中282件、有田川町合計で7万4,490筆中1,728件、筆界未定として残っています。

今後の解決策でありますけれども、この筆界未定というのは、とにかく個人と個人の境界の争いであって、町が強引に立ち入ることはちょっと不可能だと思っています。ただ、そういった現地調査の段階において、筆界未定になればいろんな不利益が出ますよということで、その都度その都度説明をして、和解の勧告をさせていただいています。それでも、これについてはなかなか難しい面もありまして、またこれも地域の地籍の役員さんとも今後協力いただきながら、できるだけ1件でも筆界未定はなくなるように、今後努力を重ねていきたいなと思います。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

15番、浦です。再質問をさせていただきます。

出張所の期日前投票については、ちょっと僕聞いたところ、前やってたと思ってたんですけども。不在者投票も。やってたんやね。期日前投票に切り替えてから――。

とにかく、不在者投票と期日前投票というのは若干意味合いが違うということとは聞いてたんですけども、住民の方々にしてみれば同じことかなと思っていたんで、あえてまあ質問したんですけど。

とにかく、なぜできなくなったかということも若干は聞いているんですけども。やはり合併してからできなくなったというふうに住民の方は取られていることは事実だと思います。

また、出張所の問題につきましても、かなり予算費用もかかることでもあり、いろんな検討はなされていかなければならないことは間違いないと思うんですけども。私も感じる場所は、やはりそういった出張所、行政の窓口というのは、いつでも住民の近くにあるべきものじゃないかということでもあります。

そして、このモニターの件につきましても、町長から「しぶとい奴やな」と思われてるかも知れませんが、私、この議場のこういった風景も光通信を使って各出張所なりへ連絡が取れば、出張所また行政局でもテレビモニターで、そこの前にあるようなのを見ていただき、今回のように遠くからわざわざ足を運んでもらわなくても、住民の人に、この生の議場の風景を見てもらうことができ、非常にまあ、これから住民と一体となって新しいまちをつくっていく上では、そういう心の問題として有効ではないのかなという思いもありま

すので。また、そういうふうな設備をこしらえれば、「町長さんとちょっと話したいよ」と思うとき、テレビ越しではありますけれども、やはり直接顔を見て話すこともできます。こういうふうなソフトの対策というのも、これから本当に住民の皆様の理解を得るためには重要な方針でもあると思いますし、先ほどからあるような建設事業の何十億というふうな話ではなしに、数百万程度で、多分これ光ケーブルさえ通信できていれば、あとそういうふうな端末機器だけの整備で済むと思います。そんなに費用のかかるものではないはずだと思いますので、まずそういった面も検討してもらいたいと思います。

と言うのは、先ほどからもいろいろと同僚議員さんからもありました町財政等のことも考えまして、「うちの今の財政は真っ赤っかや」とか、「いや、まだまだ黄色」とか、「いや、黄色が点滅で、そろそろ赤になりかけてる」とか、さまざまなことをおっしゃってましたけども、少なくとも、切迫した状況にあるということは間違いないと思います。その中で、私たち議員の方へも、議員定数削減の問題などいろいろと住民の方々の意見もいただいております。そういった状況の中で、やはり住民の人たちに、その議会のあり方、また今の財政のあり方、町執行部の取り組みの姿勢、そういったものを本当にきちんと理解してもらった上で、もし議員が必要でないのなら、大幅な削減も必要かも知れませんが、そういったこともやはり、こういうふうなところをもっとみんなに見てもらい知ってもらうことが一番大事じゃないかと、私、思いますので、そういった支所を残し、その支所を中心として地域住民との対話の場をつくっていくべきじゃないかという思いもありますので、ぜひとも、その辺を含めた答弁をもう一度お願いしたいと思います。

次に、国道の問題でありますけども。これについては、町長さんも非常に理解をさせていただいて、ありがたいと思っております。ただ、ひとつ先ほど答弁になかったんですけど、私言いました紀の川市、岩出市と、もう一つ大きな連合協議会を設立して、国道としての位置づけで、県へ強く働きかけることはできないかなと。紀の川市長さんと町長さんは非常に仲もよいと聞いてもおりますので、その辺のことも考えてもらえないかなという思いもありますので、その答弁をお願いいたします。

最後に、地籍調査の問題であります。

非常にまあ、僕もさっき聞いたところ、驚くほど多いなという感覚がありました。本当に個人間の問題であり、難しいことはよくわかっておるのですが、やはりこういうことも、もう少し何とか減らす方向で、また今現在、筆界未定でも確定してしまったら、これどうにもならなかったんかな、それか、もしあとからでも解決したら、そういうかたちで確定できるのか、ちょっとその辺も教えてもらいたいんですけども。

それと町長さんにちょっとお聞きしたいのは、20年度で吉備地区が終了した場合、あと金屋・清水2カ所になるわけですが、予算は3分の1減ってしまうのか、それとも今のままの予算でか、もしくはもっと増やすようなかたちでいけないのか、その辺もあわせて答弁を求めたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

浦さんの再質問に答えさせていただきたいと思います。

テレビ電話、なるほど500万か300万ほどですけど、とにかくブロードバンドをそこまで引くのについては、10億円ぐらい要するということでありますので、そこらへんも今後、財政との協議の中で考えていきたいなと思います。

ただ、先ほど言うたように、2011年にテレビが映らないような事態だけは責任をもって解決をさせていただくということはお約束をさせていただきたいと思います。

それから、筆界未定については、いったん確定して終わったら、なかなかこれ覆すのは難しいんで、その都度、地域の方々にも入ってもらって、もう登記できなくてとか、売るときは売れないでとか、いろんな不利な点もだいたい説明させてもらってるのですが、なかなか解決できなかった分がこの中に何件かあります。今後進めていく中で、できるだけ筆界未定になっていかないように、今後、これからやることについては努力をしていきたいと思います。

それで、この地籍については、吉備が終わったら3分の1に予算がなるのかということではなくて、事業さえ消化できれば予算がついてくると思います。それで、さっきも言ったように、吉備が終わったさけ、その分、人間減らすのかというんじゃないし、余った分を今度は金屋・清水へ行って、この計画が1年でも早く前倒しするように、これから進めていく考えであります。

それから、424については、紀の川市の中村さんと岩出の市長さん、非常にじっこんにしてもらっていますので、今後一度ご相談を持ちかけたいと思います。

○議長（亀井次男）

清水行政局長、保田君。

○清水行政局長（保田永一郎）

ちょっと補足説明いたします。

先ほどの出張所での期日前投票、合併なってからなくなったのではないかとことです。先ほど、ちょっと情報いただきまして、不在者投票ですけども、これは14～15年前から、これもやめているということでございます。

○議長（亀井次男）

15番、浦君。

○15番（浦 博善）

15番、浦です。

だいたいの状況はわかりましたけども、やはり不在者投票、期日前投票については、本当にこういうふうな出張所を置いている地域というのは、一人暮らしのお年寄りも多く、投票所まで行くというのはたいへんな労力になると思います。せっかく各出張所に職員さんもおられますので、できれば何とかやっていく方向を考えていけないものかと思っておりますので、また今後の検討課題にしていただきたいなと思っております。

そして、テレビモニターについては、ブロードバンド、光、ケーブルさえ入れれば本当にあとは、うち付けてるんですけども。ケーブル入れるのに多額の費用もかかりますので、地上デジタル対応についてのこととあわせて、また今後の検討課題にお願いしたいと思っております。

424についても、ぜひとも近いうちにでも話してもらい、また今後の見通しを立ててもらいたいと思っております。

地籍調査についても、事情もよくわかります。また、これからも力強く進めてくれるということで、心強く思っております。あと、ほんまに、こういうふうな筆界未定というのは、最終的に困るのは確かに地権者ということをもう一度住民説明をきちんとして、できるだけ少なく、もう本当に絶対出さないつもりで、とにかく職員の皆さまには取り組んでいただきたいということを、あわせてお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

浦博善君の一般質問を終わります。

…………… 通告順10番 10番（湊 正剛） ……………

○議長（亀井次男）

続いて、10番、湊正剛君の一般質問を許可いたします。

10番、湊君。

○10番（湊 正剛）

ただいま、この議場において、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告のとおり質問させていただきます。

私の質問は1点で、簡単でございます。当局より住民への納税組合に対する奨励金の交付に関する件であります。

昨年、有田川町合併に伴う協定書において、5カ年で段階的に奨励すると伺っております。廃止に関する要因がどこらへんにあるのでしょうか。当時の合

併協議委員会に今さら相反する質問かと思っておりますが、地方分権を目前に控えての、恥を忍んでの提言であります。町民に対する唯一のサービスを断ち切っていくのでしょうか。苦境に立つ町行政も私は熟知しておりますが、それ以上に町民に対し度重なる増税、血税に対して考慮の余地がないのでしょうか。住民による住民の政治に徹すれば、このような廃止は考えられないと思いますが、当局の対応はいかがでしょうか。町財政の自主財源である住民の血税により、今この議場にご臨席の方々全員が、その恩恵を被って生活をしていることは言うまでもありません。言いかえてみますと、我々の雇用主は住民であることは間違いのない証であります。当町の行政改革に掲げている5カ年計画の158項目が抜粋されておりますが、この中で急遽廃止しなければならない項目が多数あるのではないのでしょうか。そしてまた、検討を継続しなければならない件もありましようが、当町の納税者に対し奨励金の交付の存続を強く要望することに熱意ある当局の実行力、瞬時の英知英断のもと、よきご回答を期待し、第1回の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

湊議員さんにお答えをしたいと思います。

現在、納税に対する奨励金というのは、この納税組合に対する奨励金と国民健康保険の前納の奨励金、保険があります。納税組合に対する奨励金については、先の合併協定書の中でも、5年を目途に廃止という方向で、これは県知事さんも判をついた中の協定書にうたわれています。これについても、合併協議会の中で、当時の委員さん方にも十二分にご協議をいただいて、ある程度ご理解を得たものであります。現在でも、30市町村の中で当町も含めて、もう6市町しかこの制度はやっていません。湯浅も広川も14年度で廃止、有田市と湯浅は14年度で終わっています。それから広川町についても、15年度で廃止ということで。残った6市町村についても、順次廃止の方向で進んでいる。出している地域もありますけれども、ほんごくわずか。わずかの奨励金のみのところもありますし、やっぱり合併協議会の中での決まりごとでありますので、5年を目途に廃止の方向で進めていきたいと思っております。

実は、監査委員さんの方からも、毎回毎回指摘をされています。国保の前納奨励金にしましても、非常に今の市場金利からいけばですね、非常に高いということも指摘をされていまして、これは廃止の方向には、まだ今のところなっていないんですけれども、今後これも考えていく必要があるのかなという考えを持っています。

○議長（亀井次男）

10番、湊君。

○10番（湊 正剛）

町長の、今のご答弁でございますが、国の方針とか、他町村に比べて皆消えていくということでございますが、我が有田川町は、それは絶対その方向に向かっていくのですか。それとも考慮の余地がないのか。それから、私もこの組合員に報告しなければいけないので、あかんのやったらあかんという、やっぱり文書をもって通知せんなんので、いいのか悪いかのちょっと、もう合併協議会で決まっているけど、独自にやってくれないのか、その辺り、今も国保の前納制も廃止するようにちょっと伺っておりますが、これはいかがなもんかと思っておりますが、当局として考慮の余地がないんでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

ちょっと、その前に訂正をさせていただきます。

国保の前納報償金制度というのは今なくなっています。

この納税組合に対する奨励金の件につきましては、本当に合併協議会の中できちっと決めさせていただいて、もちろん合併協議委員さんにもご理解をいただいていますし、もう既に広報とかいろいろで町民の皆さん方にお知らせしたところであります。5年を目途に、計画どおり廃止の方向で進めていきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 15時57分

再開 16時09分

~~~~~

○議長（亀井次男）

再開いたします。

10番、湊君。

○10番（湊 正剛）

納税組合の廃止について、納税の徴収率の低下を心配して。もし検討できたら、またひとつよろしくをお願いします。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

それによって低下するんかどうかという問題については、若干答えにくいこともあろうかと思えますけど、とにかく、今はですね、振り替え納税に向けて努力をしています。40%から50%、もう既に振り替え納税にしてくれていますし、このことについては、納税組合の会があるごとに組合長さんにもお話をさせていただいて、ある程度ご理解をいただいています。それと同時に、やっぱり個人情報という非常に難しい問題も出まして、「その組合の中で誰が納めてないんよ、いっぺ教えて」という、実際役場へ来ることも今まではあったんですけど、それは個人情報の観点から絶対に教えられないということと、組合員全員の委任状、これをいただかなければ見せられないというような、非常に矛盾な点がいっぱい出てきまして、組合長さんとも会があるごとにお話をさせていただいて、ご了解をいただいています。一度に、ぱすっと切ってしまうんじゃないし、段階を追ってですね、18年度では1,170万ありあったのを19年度では900万というように、段階を追って今後落として、5年後には廃止の方向で進めたい。このことについても今後、納税組合の中で再度またご説明をして、できるだけご理解をいただく努力は、今後続けさせていただきたいと思えます。

○議長（亀井次男）

湊正剛君の一般質問を終わります。

…………… 通告順11番 3番（堀江眞智子） ……………

○議長（亀井次男）

続いて3番、堀江眞智子君の一般質問を許可いたします。

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、公共施設の利用、貸し出しについて質問をさせていただきます。

きび会館は、皆さんもご存じのように、これまで地域住民の皆さん、そして図書室や研修室、そして和室、また調理室があることから、多くの方の利用があることは、町長もご承知のことだと思います。そして、このきび会館の図書室についても、周りには公園があり環境にもよく、子どもを持つ親にとってもかけがえのない施設として、これまでも、そしてまた現在も利用をされています。また、この地域では、図書館をもっと充実したものにしたいという願いを持ち、以前、滋賀県などの充実した図書館を視察に行ったという経緯もあることは、町長もご存じのことだと思います。私は、公共施設というものは、町民の皆さんが平日、休日にかかわらず、何の遠慮や躊躇なく利用できるのが公共

施設の役目であると考えています。町長はどのように考えておられるのか、まず最初にお聞きをしたいと思います。これ1つ目です。

そして、どのような考えで、合併後1年で、基本的に日曜閉館とすることになったのか、お聞きをしたいと思います。これが2つ目の質問です。

私は以前、地域の皆さんと、他県の図書館を見学に行ってきました。そのとき、親子で本を借りに来た親御さんが本を探したり本を読んだりしている間に、一緒に来た子どもがすぐ見える、小さな遊びのスペースが屋外や館内にあることを知り、子育て中の方についての配慮もよく考えておられると、利用する側の利用しやすさを考えた施設であると、すごく感じました。

これまで、きび会館の図書室が1階にあればいいのではないかと、そしてまた、それができないものかとの質問もこれまでさせていただきました。そして、今年から図書室が1階になり、また、きび会館の表玄関とは別に、駐車場や公園に近い場所から直接図書室に入室できるようになったことに、町長やきび会館館長さん、そしてまた教育委員会の大きな理解によって実現されたことに、利用されるお母さん方と話をし大きな拍手と感謝をしました。

ところが、それからしばらくして、日曜日は基本的に施設を閉じ、図書室の利用のみとなったことを聞き、そしてまた管理者を置かないということで、館内のトイレは原則的には利用できないという声を聞きました。そして、図書室のすぐ前にある屋外のトイレを使用することになったとお聞きをしました。このトイレは今、きび会館で事務をされている女性の方がいつもきれいに掃除をされていて、以前よりは使用しやすいトイレとなっているような気がします。今どき男女の仕切りがなく、個別のトイレは全面アルミ製で昼間は戸を閉めると暗く、汲みとり式で余り利用されていないようです。また、男子用の小使用トイレは、あまり見たことのないような、一昔も二昔も前の様式のトイレとなっています。そして、このトイレは、以前悲しい出来事のあったところでもあります。現在、中のトイレは、図書室の方が2名おられるので、中のトイレを利用されたい方は、声をかければ館内のトイレを利用させてもらえるというお話をお聞きしましたが、そのことについてはどうなっているのでしょうか。

そして、最初にも触れましたが、私は日曜日のきび会館の再開を求めたいと思います。予算の厳しい中でこのような措置に踏みきったのではないかと思われますが、今まで警備の方に支払っていた分の削減された金額、最低月3万円ぐらい、年にすれば約40万円ほどで済むと思います。町の予算からすれば、何もそれを削らなくてもよいという金額ではないでしょうか。

また、それとともに、体育館の日曜日の使用については、利用料プラス1時間につき1,000円プラス消費税分の管理費を支払わなければならないとお聞きをしました。このことについても、住民へのサービスの低下という観点か

ら改めるべきだと私は考えます。答弁をお願いします。

また、屋外のトイレについても、男女別、水洗式のトイレに改装することを求めます。

そして2番目に、防災無線について、3点ほどお聞きをさせていただきます。前段の部分は、少し関係のない話が入っているかも知れませんが、しばらくお聞きください。

先日、数名の女性の方とお話をする機会がありました。私は、その方とは、その場で防災無線の話や政治の話になるとは全く思っていませんでした。なぜならば、その会では、現在この有田川町内を初め、有田市などの花を愛する女性たちが集まり、年に一度、オープンガーデンを開いたり、そのときの参加料を社協に寄付したり、また花の種や苗の交換など、「この花、美しいと感じたり、ほかの人の庭の花をのんびり見せてもらいに行ったりできるのも平和やし、今のところ大きな災害もないからやなあ」というそんな話の中から、「そやそや、この間、夜に火災かなんかの放送をしたときに全然聞き取れなかった。もし自分の家の辺りで何かあったんやったら、どうなってたやろ。夜遅くても農電で緊急放送してくれたら、よう聞こえてええんやけど」そういう話になりました。

農電と町の緊急放送の連携は今どうなっているのか、お聞きしたいと思います。そしてまた、前の一般質問でも要望し、本年度予算化されています個別受信機の取り付けは、現在どう進んでいるのか、それもわかればお聞きをしたいと思います。

そして3番目に、今後、農電の新規開設はしないということも農協では決まっているということは以前にも述べましたが、今後の個別受信機の設置計画、どのような方針をお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

これで、第1回目の質問を終わります。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

きび会館の件については、また後ほど、教育委員会の方から詳しい答弁をさせますけれども、日曜日が閉館になった理由というのは、聞くところによると、ほとんど利用客がないと。団体でご利用いただけるのであれば、それに対応はできるということを聞いています。また、図書室のトイレにつきましても、中のトイレは開けるということで、教育長と話が詰んでいます。

またあとで、教育委員会の方から詳しいことを答弁させたいと思います。

それから、防災無線についてであります。

金屋地域は、防災無線と農電が一体になっています。防災無線と農電とがセ

ットになっています。それから清水地域については、個別のものを配っていると聞いています。ただ、吉備地域については、今の若い人、農電をとってない人が増えていますし、この防災無線が聞こえない、あるいはまた聞こえにくいという所もたくさんある話は聞いております。それで、今年度におきまして、そのうちの明王寺地区・水尻地区の一部のそういった地域につきましては、これをカバーするため、駅前付近に野外放送施設の計画をして、現在進めているところであります。また、今後の計画につきましても、野外放送施設のエリア外への宅地造成等も考えられますので、防災無線が聞こえない地域への個別受信機、現在も130ほど買って置いてますけれども、そういう地域への設置も含めて、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員さんにお答えを申し上げます。

きび会館及びきび体育館の日曜日の貸し出しにつきましては、利用状況が近年、非常に減少しております。例えば、きび会館ですけれども、18年度の実績は18日です。営利目的、書道教室が8日、一般住民が6日、行政の主催が4日という具合になっております。きび体育館の方は、延べ12日の使用になっております。うち、町のスポーツ大会というようなのが6日、一般住民が6日という、12日になっています。月1回の開館ということで、あとの日曜日は全部空いておる、そういう状況になっておったわけでございます。それから、それを受けまして、19年度から日曜日を休館にしております。町及び町教育委員会主催の体育大会とか、大会につきましては開けております。そして、一般の方の使用についても、特に必要と認めた場合は開放をしております。そのとき、1日の管理は、警備員をつけて対応をさせていただいております。

また、図書室につきましては、先ほどご紹介ありましたように、2階から1階へ移動いたしまして、そして別途出入口を設けまして、貸し出しの利便性を高めております。また、2階の元図書室ですが、これはそのまま、小中学生あるいは一般の方の学習、調べ学習、あるいは総合的な学習の調べ学習等々に使用したいと思ひまして、そのまま使えるようにしてございます。

次に、きび会館内の図書室の利用でございますが、休日に使用できるトイレはどうしてるかということです。公園内には先ほどご紹介のようにトイレがございまして、これは汲みとり式のトイレでございまして、相当古くございます。従来どおり使用していただきますが、何分これは旧式のトイレでございますので、きび会館の中の水洗トイレ、これもご利用いただけるように、申し出がございましたら、ご案内して、行っていただけると、そういうふうになりたいと考

えております。

そしてまた、新しいトイレ、水洗トイレ。これは非常に重要な公園のトイレであります。利用者も多くございます。朝・夕が非常に多くございます。案外、汲みとりの回数も多くございます。非常に重要なトイレと認識をしております、教育委員会の所管ではございませんので、各課との協議の上で、水洗化に向けて協議したいなど、そういうように思っております。

以上です。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

私が質問した中身とちょっと答弁が違って、利用が少ないからということで日曜日は閉めるということでしたけれども、やはり少なくとも、利用はまだあるということで、それをただ閉館しましたっていうのではなく、例えば、もっとこう、内容によれば開けますよということをもっと知らせなかったら、「もう日曜日使えないようになったんか、困ったな」という人も、やっぱり中にはいます。もちろん、合併してから、インターネット上で予約ができなくなったので、わざわざきび会館まで行って予約すると思うんですけども、日曜日が閉まっていたら、例えば平日お仕事に行っておられる方だったら、日曜日にとれなかったりとか、そういう問題も発生してくるのではないかと私は思います。利用が少ないと言いながらも、ある限りは、財政厳しい折で年間40万で済まないのかもわからないですけども、やはり公共施設としては、先ほど同僚議員の違う質問に、公共施設はある程度赤字もやむを得ないという町長の答弁ありましたように、ここはやっぱり誰もがいつでも使えるような、そういう場所としてあるわけなんで、ぜひ私は再度日曜日を開けていただけるような提案をしたいと思います。そして、やっぱり体育館も、使う人には利用料プラス管理費というようなことをせんと。

それで、この中で、もうひとつお聞きしたいのが、いったいこのきび会館というのは、すべての権限がどこにあるのか、そして、子どもたちの利用については、体育館の利用料なり管理料というのは、どんなふうにするのかっていうことも、あわせて質問をしたいと思います。

防災無線のことについては、私もこの間農協の方へ聞かせてもらったら、防災無線と農協の農電とが連携しているという話を聞いたんですが、これは金屋のことだったんだと今思ったわけなんですけども。先ほど町長、130個買って置いてあるって言うたんやけど、まだ全然使ってないんですか。それは希望ではなくって、やっぱり募らないんですか。それも、もうひとつ、お伺いした

いと思います。そして、例えばその吉備で言いましても、吉備は連携がないのであれば、吉備にもその農電と連携してできるようなかたちをとってもらえたら。私がお聞きしたのは吉備の方だったんで、そういうふうな質問をさせてもらったわけなんです。

ご答弁をよろしく申し上げます。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江さんの質問にお答えをしたいと思います。

きび会館と体育館についてはですね、先ほど教育長から言うたように、体育館については、年間、個人で6日というような非常に少ない中でですね、経費節減のために閉めたという経緯があります。では、日曜日に絶対使えないのかと言えば、そうではなくして、団体なんか申し込んでくれれば、今後使えるようにしたいと思います。

その方法としては、「今もう、日曜日はあかんのやて」という町民の方の認識であれば、来月の広報にでも、ご要望があれば開館をさせていただくということ載せさせていただきたいなと思います。

町内の子どもについては、使用料はとってないと思いますが、それはまた教育長から答えてください。

そして、防災無線、先ほど130ほど買っているというのは間違いで、130個買う分の予算を置いているということでありまして、今後、農電と連結できないかということも含めて、検討していきたいと思います。ただ、先ほど言うたように、吉備はですね、農電とつないでも、この近辺へ来たら半分ぐらいしか取ってないん違うかなということで、それも含めて、個別のものも含めて、農電も含めて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

教育長、楠木君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員さんにお答えをします。

きび会館の直接の責任者、これは館長でございます。これを所管をしているのは、教育委員会の社会教育ということになります。そしてまた、今、堀江議員さんご質問の、子どもが借りに来たらどうなるのかということですが、一般の日曜日は、子どもが借りにくるということは、あんまりございません。ただ平日、吉備中学校の体育館、非常に狭い場合があります。そのときに土曜日、あるいは平日、バレー部がきび会館へ来て練習をする、そのときはもう料金は取りません。そのときは常に指導者がついていただいております。そういうふう

な指導方法をしております。

以上です。

○議長（亀井次男）

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

最後に質問させていただきます。

130台分の予算をとってくださっているということですが、もう9月も終わりになってきました、今年度ももう残り半年になりますので、どのように使っていくのかとか、そういう計画と、そしてまた来年はどうするのかというね。まあ、とってないところ、吉備でいうと、新しい家はもう農電もとってないところが多くてという話ですが、農電の方もね、新規はもうしないというようなことのもったように私も覚えているんですけども。やっぱり、大きな、外での放送するものを建てても聞こえない所が多いのであれば、その金額よりも個別受信機をたくさん買って、毎年の計画でやっていく方がいいのではないかと私は思います。その答えは、検討していただければよろしいかと思いますが、今年度の予算を使いきれるように、例えばお知らせをして使いたい方を募集するとか、そういうふうなかたちはまだとらないのか、そこのところについて、もう一度答弁をお願いしたい。

それと、きび会館につきましても、ぜひ使いやすいように。私、この質問するに当たって、その外のトイレのことについてはすごく……。まあ、やり直すということはつぶすということなんで。その悲しい出来事があったということと言えますと、すごく気を使いまして、その方にお話を聞いてきました。いつも図書館は利用してるけれど、やっぱりそこは見たくないという話もありましたので。そういうこともありましたので、中のトイレが使えないのであれば、外を改装していただきたい、というふうな願いを込めて求めたわけでございます。検討をしていただきたいなと思います。

それから体育館のことにしましては、例えば、学校以外の社会教育のクラブなんかでしたら、日曜日でもその管理料というのはとらないんですか。それも最後に聞かせてください。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

堀江さんの最後の質問に答えたいと思います。

防災無線を付けていても完全に窓を密封していたら、もう聞けないときもあります。また、聞こえても留守だったら、もちろんその場においてなかったら耳に届かないということもあります。聞こえない地域については、申し込みをと

らせていただいて、聞こえる所につけて欲しいと言うたら、ある程度自己負担してもらおう方向でやっていかなあかんと思いますけれども、全く聞こえない所については、申し込みをとっていく方向で進めていきたいと思います。

○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

堀江議員さんの質問にお答えします。

今、きび会館の使用料でございますけれども、スポーツ関係ですけれども、体育教育関係、現在うちの関係する団体は74団体ございます。それにつきましては、使用料は取りません。

以上です。

○議長（亀井次男）

以上で、堀江眞智子さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次回の本会議は、9月26日、火曜日、午後1時30分から再開いたします。

長時間、ありがとうございました。

~~~~~

散会 16時37分

